

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和4年9月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和4年9月26日（月曜日）午後1時30分～午後2時39分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 欠席（教育長） 4名出席（河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員，寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 参事 奈幡 正 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 大場 邦宏 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 学校教育課長補佐 大久保 務</p> <p>5 傍聴人 2名</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第38号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（可決） (2) 議案第39号 守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について（可決） (3) 議案第40号 守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱の制定について（可決） (4) 議案第41号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱の制定について（可決） 【報告事項】 (1) 報告第4号 令和4年守谷市議会9月定例会月議会について（教育委員会所管分）</p>
4	今後の状況	次回は、令和4年10月25日（火曜日）午後1時30分から開催予定

令和4年9月教育委員会定例会

会議資料

日 時 令和4年9月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和4年9月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和4年9月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 38 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 39 号 守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について

議案第 40 号 守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱の制定について

議案第 41 号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱の制定について

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 4 号 令和4年守谷市議会9月定例会月議会について（教育委員会所管分）

6 その他

議案第38号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市教育委員会規則第26号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年9月 日原案 決

提案理由

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、守谷市児童クラブの入所申込書一式を変更することにより、申請者の利便性向上を図るため、守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
38号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は守谷市児童クラブ入所申込書（長期休暇申請用）（様式第2号）（以下「申込書」と総称する。）」を削り、同条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

第5条第2項中「（様式第4号）」を「（様式第3号）」に、「（様式第4号の1）」を「（様式第4号）」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える

。

（傷害保険の加入）

第6条 申込者は、前条の規定により児童クラブへの入所の許可を受けたときは、市長の指定する傷害保険に加入しなければならない。

2 前項の規定により加入する傷害保険の加入に係る保険料は、申込者がその費用を負担するものとし、既納の保険料は返金しないものとする。

別表第1から別表第3までの規定中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

議案	頁数
38号	2

放課後子ども総合プランお迎え者リスト (同居者以外)

学校名	小学校		
ふりがな			
学年・児童名	年	年	年

ふり 氏	がな 名	児童との 続柄	年齢	住 所 電 話 番 号	勤務先・チーム名など

※お迎えが同居家族のみの場合は提出不要です。

(クラブ ・ 教室)

放課後子ども総合プラン問診票

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※該当の□に✓し, 当てはまる項目に○をつけてください。

児童名		学校名	小学校	学年	年	
1	かかりつけの 医院	電話				
		電話				
2	お子さんの性格は？		おとなしい・活発・落ち着きがない・その他 ()			
3	お子さんが, 集団生活する 中で気になることはあり ますか？	<input type="checkbox"/> ある	【内容】			
		<input type="checkbox"/> ない				
4	アレルギーはありますか？	<input type="checkbox"/> ある	【原因物質】			
		<input type="checkbox"/> ない				
		エピペン®の使用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
		飲み薬 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
5	持病はありますか？	<input type="checkbox"/> ある	【病名】※ある場合は, いつ頃からですか？ (歳から)			
		<input type="checkbox"/> ない				
		心臓病・てんかん (プロラム®使用 有・無) ・ぜんそく				
		手足の麻痺・難聴・弱視・自閉傾向・ADHD・ソケイヘルニア				
		その他 ()				
6	その他, 児童クラブ入所にあたり, 伝えておきたいことがあれば, 記入してください。					
特別支援学級	予定無 ・ 予定有 ・ 通級中					
7	障がい等 の有無	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> その他 () <small>※手帳がある場合は写しを添付してください</small>	療養機関に 通所の有無	<input type="checkbox"/> ある	いつから(歳 箇月)
		<input type="checkbox"/> ない			<input type="checkbox"/> ない	いつまで(歳 箇月)
				相談内容 ()		継続中
8	これから, 療育機関を利用する予定はありますか？ ある場合は, 右の欄に事業者名をご記入ください。 例) 放課後ディサービス事業所など					
<p>※ 記入していただいた内容は, 審査に影響するものではありません。</p> <p>※ 児童への支援の参考のため, 必要に応じて問合せ・面談をさせていただくことがあります。</p>						

様式第2号を削る。
様式第3号を次のように改める。

議案	頁数
38号	6

守谷市児童クラブ延長保育申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

保護者 住 所 守 谷 市

氏 名

電 話 番 号

児童クラブにおいて、延長保育を受けたいので、申請します。

児 童 名		学 年	年
児童クラブの名称	児童クラブ		
延長保育開始日	年	月	日
該当箇所に○をしてください	開始延長 【7:00~7:30】	終了延長 【19:00~19:15】	

※ 早朝は、1日保育日（学校代休日・春休み・夏休み・冬休み・土曜日）のみ利用できます。

利用1回につき、それぞれ100円の利用料がかかります。（保育料減免申請にて減免の適用があります。）

様式第3号を様式2号とする。

様式第4号を様式第3号とし、様式第4号の1を様式第4号とする。

様式第5号を次のように改める。

議案	頁数
38号	8

児童クラブ 変更 ・ 退所 届

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所 _____

(保護者) 氏名 _____

電話番号 _____

クラブ名	児童クラブ		
ひらがな			
学年・児童名	年	年	年

_____年_____月から、下記のとおりとしますので提出します。

変更

※ 以下の該当する番号に○をつけてください。

	変更前	変更後	必要書類
1	通年	長期 + 子ども教室 <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春休み (7月 / 8月) (12月 / 1月) (3月)	「子ども教室申込書」
2		長期 <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春休み (7月 / 8月) (12月 / 1月) (3月)	/
3	長期	通 年	子ども教室加入者は、 教室「辞退届」
4	土曜日	利 用	土曜日就労記載の 就労証明書
5		取 消 し	/
6	その他 <small>(氏名・住所 など)</small>		/

退所

※入所を辞退する方は入所辞退に○をし、理由を記入してください。

7	通年・長期	退 所・ 入所辞退 (理由: _____)	/
8		子ども教室	「子ども教室申込書」

様式第6号中「第7条」を「第8条」に改め、「印」を削る。

様式第7号中「第10条」を「第11条」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号及び様式第9号の規定中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第6条 申込者は、前条の規定により児童クラブへの入所の許可を受けたときは、市長の指定する傷害保険に加入するものとする。

2 前項の保険料は、申込者がその費用を負担するものとし、既納の保険料は返金しないものとする。

(届出)

第7条 (略)

(休所)

第8条 (略)

(退所)

第9条 市長は、児童クラブに入所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブを退所させるものとする。

(1) 第7条第1号の規定による届出があったとき。

(2) 及び(3) (略)

(保育料)

第10条 (略)

(保育料の減免)

第11条 (略)

(補足)

第12条 (略)

別表第1 (第10条第1項関係)

(略)

(届出)

第6条 (略)

(休所)

第7条 (略)

(退所)

第8条 市長は、児童クラブに入所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブを退所させるものとする。

(1) 第6条第1号の規定による届出があったとき。

(2) 及び(3) (略)

(保育料)

第9条 (略)

(保育料の減免)

第10条 (略)

(補足)

第11条 (略)

別表第1 (第9条第1項関係)

(略)

別表第2 (第10条第2項関係)
(略)

別表第3 (第10条第3項関係)
(略)

様式第1号

【別記1】

(削除)

様式第2号 (第4条関係)

【別記3】

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)
(略)

様式第4号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)
(略)

様式第5号 (第7条関係)

【別記5】

様式第6号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)
(略)
(略)

別表第2 (第9条 第2項関係)
(略)

別表第3 (第9条 第3項関係)
(略)

様式第1号

【別記2】

様式第2号 (第4条関係)
(略)

様式第3号 (第4条関係)

【別記4】

様式第4号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)
(略)

様式第4号の1 (第5条関係)

様式第4号の1 (第5条関係)
(略)

様式第5号 (第6条関係)

【別記6】

様式第6号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)
(略)
(略)

印

様式第7号 (第11条関係)

様式第7号 (第11条関係)
 (略)
 (略)

様式第8号 (第11条関係)

様式第8号 (第11条関係)
 (略)

様式第9号 (第11条関係)

様式第9号 (第11条関係)
 (略)

様式第7号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)
 (略)
 (略)

様式第8号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)
 (略)

様式第9号 (第10条関係)

様式第9号 (第10条関係)
 (略)

放課後子ども総合プランお迎え者リスト (同居者以外)

学校名	小学校		
ふりがな			
学年・児童名	年	年	年

ふりがな 氏 名	児童との 続柄	年齢	住 所 電 話 番 号	勤務先・チーム名など

※お迎えが同居家族のみの場合は提出不要です。

(クラブ ・ 教室)

放課後子ども総合プラン問診票

記入日 年 月 日

※該当の□に✓し、当てはまる項目に○をつけてください。

児童名		学校名	小学校	学年	年
-----	--	-----	-----	----	---

1	かかりつけの 医院	電話
		電話

2	お子さんの性格は？	おとなしい・活発・落ち着きがない・その他 ()
---	-----------	--------------------------

3	お子さんが、集団生活する 中で気になることはありま すか？	<input type="checkbox"/> ある	【内容】
		<input type="checkbox"/> ない	

4	アレルギーはありますか？	<input type="checkbox"/> ある	【原因物質】
		<input type="checkbox"/> ない	
		エピペン®の使用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		飲み薬 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

5	持病はありますか？	<input type="checkbox"/> ある	【病名】※ある場合は、いつ頃からですか？ (歳から)
		<input type="checkbox"/> ない	
		心臓病・てんかん (ブコラム®使用 有・無) ・ぜんそく 手足の麻痺・難聴・弱視・自閉傾向・ADHD・ソケイヘルニア その他 ()	

6	その他、児童クラブ入所にあたり、伝えておきたいことがあれば、記入してください。		
---	---	--	--

特別支援学級		予定無 ・ 予定有 ・ 通級中			
7	障がい等 の有無	<input type="checkbox"/> ある	療養機関に 通所の有無	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	いつから(歳 箇月)
		<input type="checkbox"/> ない			いつまで(歳 箇月)
		※手帳がある場合は写しを添付してください		相談内容 ()	継続中

8	これから、療養機関を利用する予定はありますか？ ある場合は、右の欄に事業者名をご記入ください。 例) 放課後ディサービス事業所など	
---	---	--

※ 記入していただいた内容は、審査に影響するものではありません。

※ 児童への支援の参考のため、必要に応じて問合せ・面談をさせていただくことがあります。

【別記2】

	父 親	母 親
ふりがな 氏 名		
生年月日(年齢)	年 月 日(才)	年 月 日(才)
電話番号(携帯)		
勤務先名		
勤務先電話番号		
帰宅時間	午後 時 分	午後 時 分
片道所要時間	約 時間 分	約 時間 分
緊急連絡先 (ご近所・知人等, 同居者以外)	住所 氏名 電話番号	

両親・本人以外の同居家族(全員必ず記入すること)

家族氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先・学校・保育所名など	お迎え
		年 月 日(才)		可・不
		年 月 日(才)		可・不
		年 月 日(才)		可・不
		年 月 日(才)		可・不

クラブから家までの通学路

【別記2】

()小学校 ()年 氏名_____

お迎え者(同居者以外)

同居はしていないが、保護者に代わる大人の方がお迎えに行く場合

ふりがな 氏名		
続柄		
住所		
電話番号		
生年月日(年齢)	年 月 日(才)	年 月 日(才)
就労の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
就労をしている場合(ファミリーサポートセンターの方は必要ありません)		
勤務先名		
勤務先電話番号		
勤務時間	時まで	時まで

※ お迎えが同居家族の場合は必要ありません。

【別記3】

様式第2号(第4条関係)

守谷市児童クラブ延長保育申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

保護者 住 所 守 谷 市

氏 名

電 話 番 号

児童クラブにおいて、延長保育を受けたいので、申請します。

児 童 名		学 年	年
児童クラブの名称	児童クラブ		
延長保育開始日	年	月	日
該当箇所に○をしてください	開始延長 【7:00~7:30】	終了延長 【19:00~19:15】	

※ 早朝は、1日保育日（学校代休日・春休み・夏休み・冬休み・土曜日）のみ利用できます。

利用1回につき、それぞれ100円の利用料がかかります。（保育料減免申請にて減免の適用があります。）

議案	頁数
38号	22

【別記4】

様式第3号（第4条関係）

守谷市児童クラブ延長保育申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

保護者 住 所 守谷市
氏 名
電話番号

次のとおり延長保育を受けたいので、申請します。

児童の氏名		学年		年	
児童クラブの名称	児童クラブ				
延長保育開始日		年	月	日	
延長保育の区分	振替休日	年春休み	夏休み	冬休み	年春休み

様式第5号(第7条関係)

児童クラブ 変更 ・ 退所 届

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所 _____

(保護者) 氏名 _____

電話番号 _____

クラブ名	児童クラブ		
ひらがな			
学年・児童名	年	年	年

_____年_____月から, 下記のとおりとしますので提出します。

変更

※ 以下の該当する番号に○をつけてください。

	変更前	変更後	必要書類
1	通年	長期 + 子ども教室 <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春休み (7月 / 8月) (12月 / 1月) (3月)	「子ども教室申込書」
2		長期 <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春休み (7月 / 8月) (12月 / 1月) (3月)	
3	長期	通年	子ども教室加入者は、 教室「辞退届」
4	土曜日	利用	土曜日就労記載の 就労証明書
5		取消し	
6	その他 (氏名・住所 など)		

退所

※入所を辞退する方は入所辞退に○をし, 理由を記入してください。

7	通年・長期	退所・入所辞退 (理由: _____)	
8		子ども教室	「子ども教室申込書」

議案第39号

守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について

守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを別紙のとおり策定する。

令和4年9月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年9月 日原案 決

提案理由

本案は、学校給食センター運営委員会の答申を受け、食物アレルギーに関する正しい知識を保護者、学校、教育委員会などが共通認識することで事故を防止し、全ての児童生徒が安全で、楽しい学校生活を過ごすことを目的に、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定するものです。

議案	頁数
39号	1

守谷市
学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル

令和4年10月
守谷市教育委員会

議案	頁数
39号	2

目次

第1章 基本方針.....	2
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方	2
2 食物アレルギー対応委員会.....	5
3 学校給食における主な対応方法.....	6
4 対応申請の確認から対応開始までの流れ	9
第2章 給食センターの対応	12
1 給食センターでの献立作成・調理	12
2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について	13
第3章 教室での対応	16
1 給食の時間における配慮	16
2 レベル別の教室での対応	16
第4章 学校給食における事故発生時の対応	18
1 事故発生時の対応	18
2 事故発生時の関係機関連絡体制	19
3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応	20
4 救急車要請(119番通報)のポイント.....	23
5 症状チェックシート	24
6 エピペン [®] の使い方.....	25
第5章 ヒヤリハット事例	26
参考資料.....	29
資料	30

第1章 基本方針

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 目標

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごすことができるようにします。

(2) 原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。
そのためにも安全性を最優先とします。
- 食物アレルギー対応委員会により組織的に対応します。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和2年3月改訂（財）日本学校保健会）」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。
- 安全性確保のため、原因食物完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校及び給食センターの施設設備、人員などを鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援します。

(3) 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に各学校の「食物アレルギー対応委員会」で対応を決定し、給食を実施します。

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、学校給食での管理が必要であると指示がなされている。（原則としてアレルギー専門医の診断とする。）
- (2) 症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年、医師が診断した「学校生活管理指導表」の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去などの対応を行っている。
- (4) 学校生活管理指導表を基に、学校で「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応を検討・決定している。

(4) 用語解説

ア 食物アレルギーとは

文部科学省は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（以下「ガイドライン」という。）で、食物アレルギーの定義として「一般的には食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます」とし、治療としては「管理は『正しい診断に基づく必要最小限の除去』です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去をすることが大切です。」としています。

イ アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。症状や治療、対応については「第4章 学校給食における事故発生時の対応」を参照してください。

ウ 原因食物とは

ガイドラインでは、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）に示されている原因食物について「食物アレルギーはあらゆる食物が原因となりますが、平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査では学童から高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。木の実類（クルミ・カシュー・アーモンドなど）も最近増えており、アーモンドが令和元年に加工食品のアレルギー推奨表示の項目に新たに加わりました。」と示しています。

本マニュアルでは原因食物として鶏卵を「卵」、牛乳・乳製品を「乳」と表します。

※鶏卵には、うずらなどにわとり以外の卵や、卵殻カルシウムは含みません。

※牛乳・乳製品には、乳糖は含みません。詳しくは8頁を参照してください。

エ 同一工場、製造ラインとは

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（令和3年3月消費者庁）」で意図しない混入への対応について「食品を製造する際に、原材料として使

用していないにもかかわらず、特定原材料などが意図せず最終製品に混入されてしまう場合があります。」とし、「意図しない混入防止策の徹底を図ることが大前提であり…十分な対策を図っても、混入の可能性を排除できない場合には注意喚起表示を行う。」と規定しています。

「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月文部科学省）」（以下「対応指針」という。）では、「以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。」とし、その中で「加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。」と挙げています。

給食センターでも、料理に原材料として使用してはいなくても、同じ施設内で原因食物を扱っています。

弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを補食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビパンが所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけでは弁当対応する必要はありません。
※同一日に該当する場合、主治医に手ごとの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

オ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)とは

ガイドラインでは、管理指導表について「アレルギー疾患の児童生徒などに対する取組を進めるためには、個々の児童生徒などについて症状などの特徴を正しく把握することが前提となります。」「管理指導表は個々の児童生徒などについてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。」と示しています。令和 4 年 4 月から診療情報提供として診療報酬の算定の対象となり、保険適用となりました。

参照：保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について（令和 4 年 4 月 1 日文部科学省）

2 食物アレルギー対応委員会

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と役割

対応指針では、食物アレルギー対応委員会について「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練及び校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示しています。

また、「なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。

(中略) このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。」と、全ての学校で設置する必要性を挙げています。

(2) 委員構成例と主たる役割(例)

各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

◎委員長 校長(対応の総括責任者)

○委員

- ・副校長・教頭(校長補佐、指示伝達、外部対応)※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭(教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応)
- ・養護教諭(実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止)
- ・保健主事(教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭などの補佐)
- ・給食主任(栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底)
- ・関係学級担任・学年主任(安全な給食運営、保護者連携、事故防止)

※必要に応じて、食物アレルギー対応委員会は、教育委員会の担当者、学校医、関係保護者、主治医、給食センター所長、栄養士などを加えたり、助言を求めたりします。

3 学校給食における主な対応方法

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）
- レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止）
- レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食提供）

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び給食センターの施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、校内の食物アレルギー対応委員会が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。保護者が記入したレベルを参考に、あくまでも医師の診断と指示に基づいて対応を決定するものです。

(1) レベル1 詳細な献立表対応

対応指針ではレベル1について「給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応」と示されています。守谷市では、学校給食の原材料を詳細に記した「詳細献立表」「喫食確認表」を家庭に配布、学校は、保護者が記入した「喫食確認表」で喫食を判断できるようにします。

<対象>

- ・単品で提供されるもの（例 果物など）について、本人が原因食物を取り除くことができる場合

<注意点>

- ・給食センターは、詳細献立表の作成に当たって、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・保護者は、毎月「詳細献立表」を確認し、「喫食確認表」に喫食の有無を記入して学校へ提出します。
- ・面談時に、保護者には、児童生徒本人に取り除く食品をよく理解させておくことについて協力を求めます。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て配食し、誤配を防ぎます。
- ・学級担任は、原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学級担任は、不在時の対応（代理者などへの伝達）を明確にします。

(2) レベル2 弁当対応(一部弁当対応、完全弁当対応)

対応指針では、一部弁当対応について「当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。」、完全弁当対応について「食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。」と示されています。守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。なお、レベル1同様「詳細献立表」と「喫食確認表」を家庭に配布します。

ア 一部弁当対応

<対象>

- ・原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合。

※守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。

<注意点>

- ・保護者は、「喫食確認表」に弁当の持参について記入し、学校に提出します。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て弁当の有無を確認します。
- ・食べられないおかずがあった場合でも、給食費の返金の対象とはしません。
(飲用牛乳を除く)
- ・保護者には、給食センターからの情報提供や、学校から夏場に保冷剤を使用するなどの依頼を通して、弁当を衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・学校は、保護者に誤食誤配防止のため、弁当に名前の記入を求めます。

イ 完全弁当対応(給食停止)

<対象>

- ・原因食物の種類が多い場合や、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合。

<注意点>

- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・給食費は徴収しません。

(3) レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)

申請のあった原因食物（飲用牛乳）を除いた学校給食を提供します。本来は、レベル3は除去食対応ですが、守谷市では飲用牛乳のみ提供を中止し、給食費の減免対応を行います。

<対象>

- ・食物アレルギーなどにより継続して3か月以上牛乳の飲用を中止し、月を通じて牛乳を飲用しない場合。

<注意点>

- ・飲むヨーグルトなどが提供される場合も、同様の対応を行います。
- ・給食費においては、守谷市給食費取扱要綱により、減額します。
守谷市給食費取扱要綱 https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00000238.html
- ・給食センターは、食物アレルギーでない場合も減免対応を行います。学校における事故防止のためなるべく医師の診断を求めるよう文書に記載します。

(4) レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)

対応指針では「広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。」と示されています。守谷市では、卵・乳を含む主食、料理のみ代替食を提供します。申請のあった原因食物の卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）を該当する主食や料理から除き、別の食品を用いて給食を提供します。代替食（汁物やデザートも含む）に限り、記名された専用の容器で代替食を提供します。

<対象>

- ・家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合

<注意点>

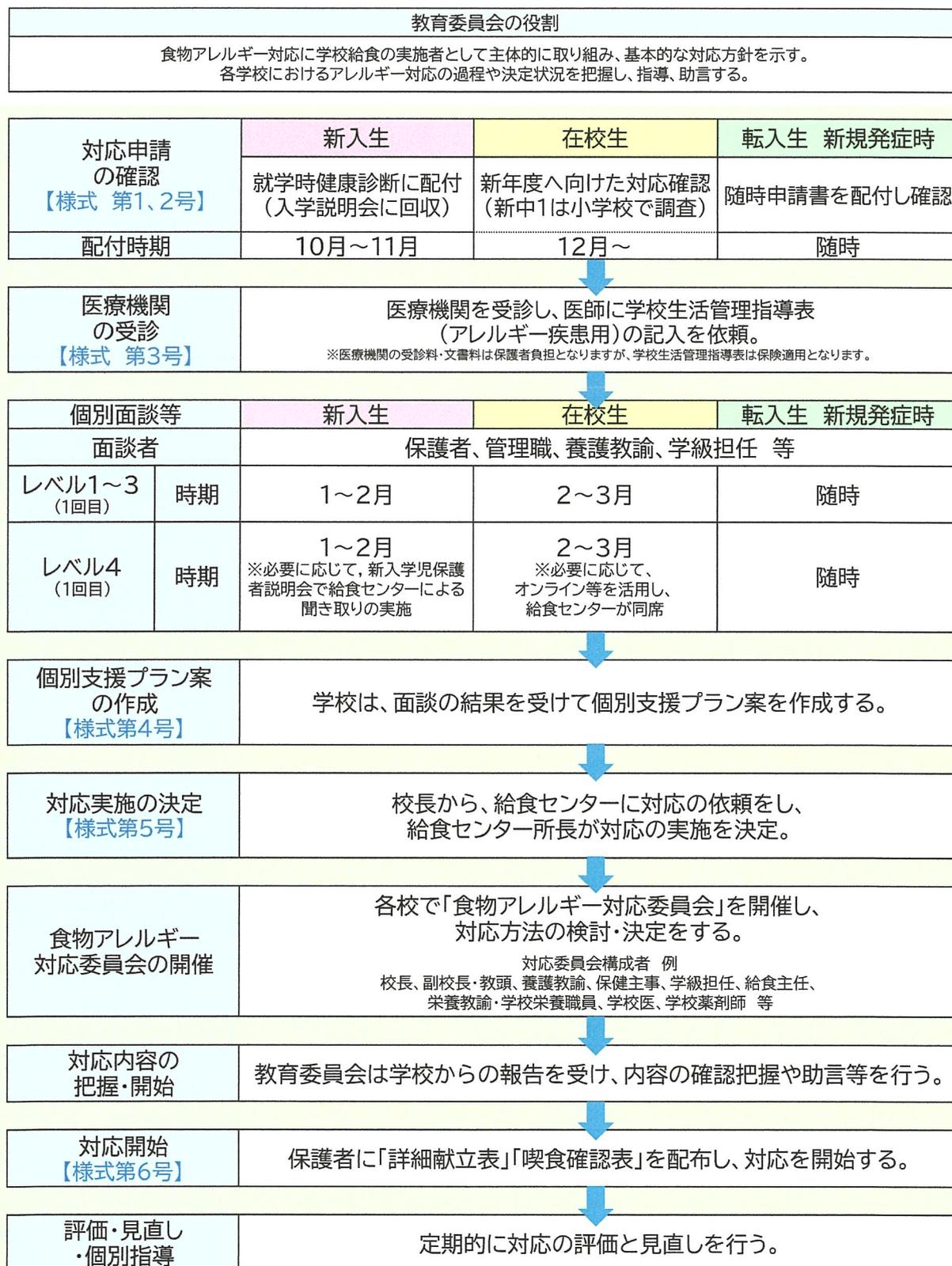
- ・代替食は卵・乳のみの対応とします。
- ・給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。
- ・保護者は、喫食確認表で代替食の希望を選択し、給食センターに提出します。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品※は、基本的に除去はしません。詳しくは12頁をご確認ください。
- ・該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。
- ・誤食を防ぐため、原則として専用の容器から直接食べるようにします。

※「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」19頁を参照

4 対応申請の確認から対応開始までの流れ



(1) 令和4年度 学校給食における対応フローチャート



(2) 食物アレルギー調査の流れ

ア 新入生

- ① 就学時健康診断（10～11月）
 - ・教育委員会（給食センター）は、「様式1 食物アレルギー対応申請書」、「様式2 食物アレルギー等に関する調査表」、「様式3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、就学時健康診断で保護者へ書類を配布する。

- ② 新入学児保護者説明会（1～2月）
 - ・保護者は、新入学児保護者説明会で様式1～3を提出する。
 - ・学校は、保護者から提出された資料を取りまとめ、原本を保管し、写しを教育委員会（給食センター）へ提出する。
 - ・教育委員会（給食センター）の栄養士は、新入学児保護者説明会を開催する各小学校に出向き、レベル4代替食対応を希望する保護者へ聴き取りを行う。「様式4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」に聴き取った内容を記入し、学校へ報告する。

- ③ 面談（1～2月）
 - ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。
 - ・学校は、提出された書類を基に「様式4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。
 - ・レベル4代替食対応を希望する場合は、教育委員会（給食センター）から報告された様式4を参考にする。

- ④ 対応開始
 - ・教育委員会（給食センター）は、「様式5 食物アレルギー対応決定通知」と「様式6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、入学式で様式5、6を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

イ 在校生

- ① 進級時の対応希望調査（12月～）
 - ・教育委員会（給食センター）は「様式1 食物アレルギー対応申請書」、「様式2 食物アレルギー等に関する調査表」、「様式3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

- ② 小学校6年生（卒業生）の対応希望調査（12月～）
 - ・教育委員会は①と同様に、小学校6年生へ希望調査を配布する。
 - ・小学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。
 - ・小学校は、提出された書類の原本を進学先の中学校へ送る。
 - ・進学先が区域外の場合は、進学先を給食センターへ連絡する。
 - ・進学先が市外の場合は、対応中止として書類を提出し、進学先への提出は不要とする。

- ③ 面談（2～3月）
 - ・対応レベルが変わるなどの場合は、必要に応じて面談を行う。
 - ・面談を行った場合には、学校は、提出された書類をもとに「様式4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。
 - ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。学校が必要とする場合には、教育委員会（給食センター）と連絡調整の上、オンライン等の活用を考慮しながら栄養士が同席する。

- ④ 対応開始
 - ・教育委員会（給食センター）は、「様式5 食物アレルギー対応決定通知」と「様式6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、様式5、6を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

第2章 給食センターの対応

1 給食センターでの献立作成・調理

(1) 原則として使用しない食材

【そば、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、アーモンド】

原則として、給食に上記の食品（加工食品やドレッシング等も含む）は使用しません。 ※他の食材の加工工場内で上記の食品を使用している場合があります。

※同工場内、同一製造ラインで使用している場合は、この対象とはなりません。

(2) 考慮して使用する食材

【卵・乳・小麦・えび、かに】

次のように提供方法などを工夫します。

- ・提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。
- ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮し、同じ原因食物を使用する日が続かないよう、その原因食物が使用されない日を作るなど考慮します。

また、献立を作成する際は以下の点を考慮して食材を選定します。

- ・卵や乳が含まれていないベーコンやソーセージ、練り製品を選定します。
- ・卵が含まれていないパンを選定します。
- ・卵を使っていないノンエッグマヨネーズを使用します。
- ・唐揚げでは、小麦粉のかわりに片栗粉を使用します。
- ・フライの衣やハンバーグに卵や乳を使用しません。

(3) 調味料・だし・添加物について

対応指針では「調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品については、基本的に除去する必要はありません。」と示されています。これらについて対応が必要な場合は、重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮します。



原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称:肉だんご
 原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、
 しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、
 酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
 このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について

守谷市でこれまで行ってきた「別メニュー」の提供は、保温・保冷ができず、提供できる料理も限られていました。

そこで、令和5年度から卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を含む主食と料理に限り、希望者に専用の容器で代替食を提供します。

(1) 対象

卵、乳、又はその両方の食物アレルギーと診断されており、家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

(2) 代替食の内容

給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。

ア 卵アレルギーを有する場合の献立例

通常給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 卵の中華スープ

代替食希望者の給食

変更内容



卵の中華スープ
→豆腐の中華スープ

ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 豆腐の中華スープ

イ 乳アレルギーを有する場合の献立例



コッペパン 牛乳 チキンソテー
チーズサラダ ミネストローネ



ごはん チキンソテー

コッペパン
→ごはん

チーズサラダ
→フレンチサラダ

牛乳
→牛乳減免

ウ 主な主食・おかずの代替食例

コッペパン（乳） → ごはん 卵スープ（卵） → 野菜スープ
シチュー（乳） → 豆乳スープ オムレツ（卵） → 豆腐ハンバーグ

※主食のごはんは、市内のごはん業者から提供します。

(3) 容器

代替食を希望した料理は、以下の容器で提供します。誤配防止のため、学校名、学級、名前を記載します。また、事故防止のため、原則として容器から直接食べるようにします。



スープジャー
(汁物)



おかず用保温保冷容器
(サラダ・煮物)



小容量配食容器
(主菜)

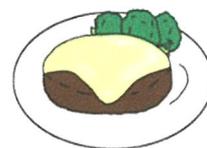
(4) 調理・提供の工夫

以下のように調理や提供方法を工夫します。

ア 原因食物の明確化

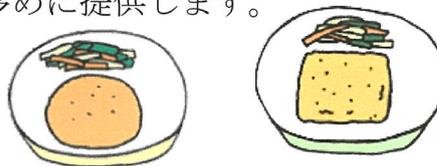
通常の給食で、原因食物が料理に使用されていることが一目で分かるようにします。また、献立表や料理名も「イタリアンスープ」ではなく「卵のイタリアンスープ」にするなど、工夫します。

例：ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる。



イ 安全な代替食の提供

原因食物が入っている料理と、除去した代替食の料理で色や形を変えてわかりやすくします。また、事故防止のため、代替食に関してはおかわりをしません。そこで、代替食は通常の給食よりも多めに提供します。



ウ 調理器具、食材、人、場所の区別化

代替食を調理する作業を区別化します。調理はアレルギー専用調理室で行い、事故予防につなげます。また、専任の調理担当者を配置し、他と異なるエプロンを着用するなど、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。

(5) やむを得ず、急な献立変更を行う場合

材料確保の問題や調理の都合でやむを得ず、急な献立変更をする場合があります。その際は次のとおり対応します。

ア 給食センターから学校長へ変更内容を連絡します。

イ 学校は、保護者へ変更内容を連絡します。

ウ 学校は、保護者の確認に基づいて対応します。

(6)代替食の受配時の場所・方法

あらかじめ、確認作業の方法（確認者やタイミング）を決め、チェック表を用いることで誤配防止につなげます。チェック表は、喫食確認表を活用することで資料ミスや誤配を防ぐことができますようにします。

- ア 調理員:給食センターで調理、配食、積み込み時にチェック表に記入します。
- イ 配送員:学校で、配膳員に受け渡した時にチェック表に記入します。
- ウ 配膳員:学校で、コンテナ受け取り時にチェック表に記入します。
また、ワゴンを別にするなど安全に保管、引き渡しができるようにします。
- エ 担任:教室で、受取時にチェック表に記入します。
チェック表は給食センターへ返します。

提出期限: 4月分 給食喫食確認票(代替食)・チェック表

日	献立	給食での対応 (保護者記入)			チェック表				備考
		食べる○ 食べない×	代替食献立	食べる○ 食べない×	弁当持参	調理員	ドライバー	配膳員	
1 (木)	ミルクパン		ごはん						
	チキンソテー								
	チーズサラダ		フレンチサラダ			✓	✓	✓	✓
	ミネストローネ								
2 (金)	ごはん								
	にらまんじゅう								
	野菜炒め								
	卵の中華スープ		豆腐の中華スープ						
5 (月)	ごはん								
	なすのさっぱり炒め								
	ブロッコリーのおかかマヨあえ								
	油揚げともやしの味噌汁								

チェック表 (例)



給食センター調理室内図



アレルギー専用調理室

第3章 教室での対応

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目などを取り決めます。特に代替食について、通常の給食との違いを担任、児童生徒本人が確認する方法を決めるようにします。また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決めるなどの配慮をします。

(1) 給食の時間中のルール例

- ◇献立内容の確認方法
- ◇給食当番の役割確認
- ◇配膳時
- ◇おかわりなどを含む喫食時の注意事項
- ◇片付け時
- ◇その他交流給食や担任が不在時の注意事項

2 レベル別の教室での対応

レベル別の教室での対応を以下に示します。また、全体を通して、配膳や片付けに関しては保護者の確認に基づいて対応します。

(1) レベル1 詳細な献立表対応の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表を基に、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・誤食が起きないように、原因食物と給食の内容を毎日確認します。
- ・教室内に喫食確認表を掲示するなど、誤食事故が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し除去対応を行います。

(2)レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表を基に、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・持参した弁当が自分のものであるか確認します。
- ・保護者との確認に基づいて対応します。

(3)レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)の場合

【学級担任】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。
- ・飲むヨーグルト等なども牛乳減免の対象となることに注意します。

【児童生徒】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。

(4)レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表を基に、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。
- ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。
- ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。
※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。
- ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。

【児童生徒】

- ・学校名、学級、名前や料理を確認してから食事を始めます。
- ・代替食のおかわりはしません。
- ・代替食の容器は、来たとおりに返します。

第4章 学校給食における事故発生時の対応

ガイドラインでは、緊急時の対応について「アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃から準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備はアレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、「緊急時対応マニュアル」の整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。」と示されています。

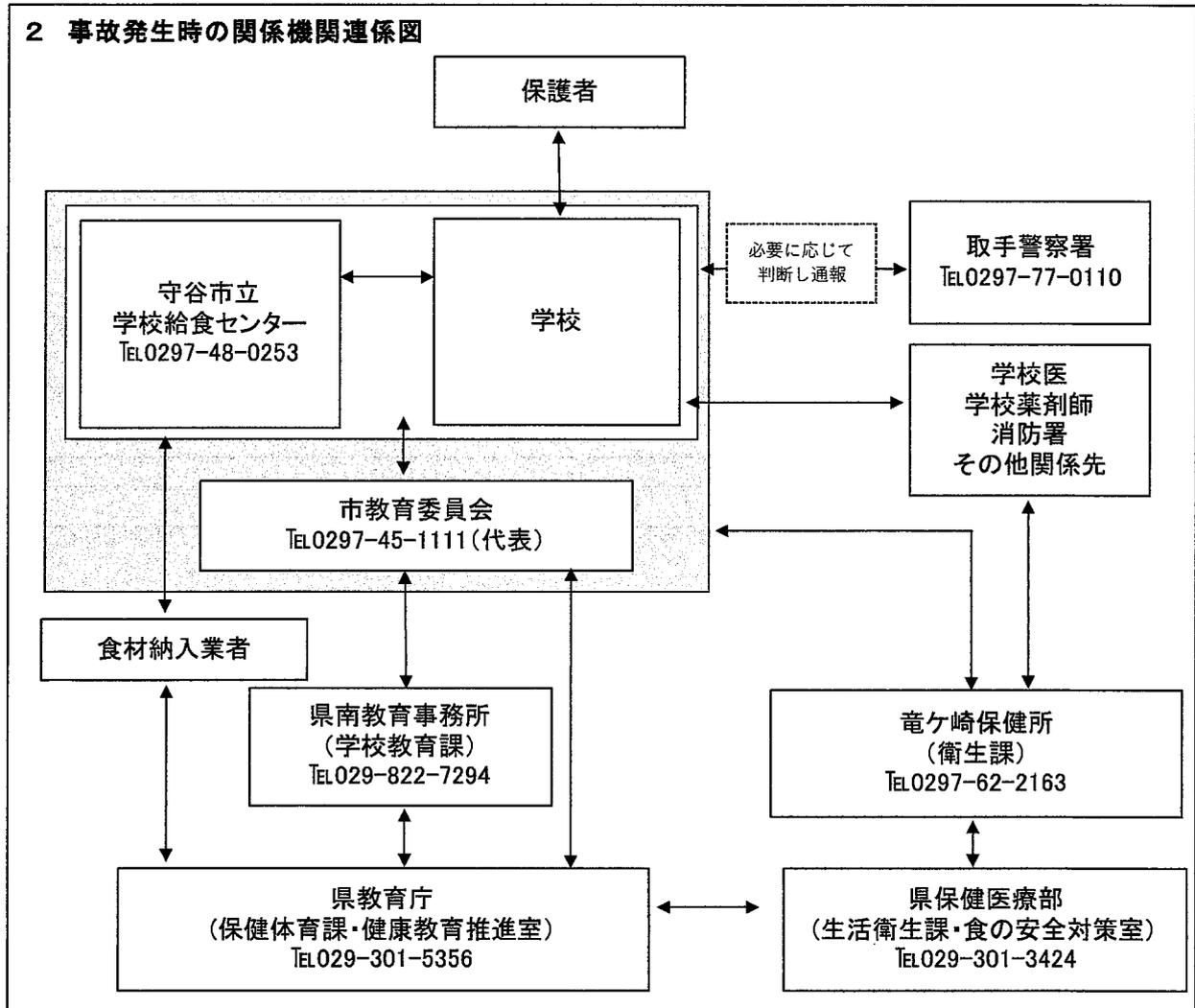
1 事故発生時の対応

学校給食に起因すると思われる事故が発生した場合には、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じます。なお、食物アレルギーに関する内容だけでなく、異物混入などの場合も同様に対応します。

- ア 必要に応じて学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。
- イ 学校医の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒その他事後措置の計画に基づいて予防措置を行うこと。
- ウ 保護者、その他関係方面に対しては、状況を周知させ協力を求めること。
- エ 事故の発生原因については関係機関の協力を求めて、これらを明らかにするよう努め、その原因の除去、予防に努めること。
- オ 事故が発生した場合、学校は下記関係図に基づいて速やかに関係機関へ連絡すること。なお、終結の場合も同様とする。

守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

2 事故発生時の関係機関連絡体制



守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応

(1) アナフィラキシーとは

ア 定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因(低温/高温など)によって起こる場合があることも知られています。

イ 頻度

平成 25 年の文部科学省調査ではアナフィラキシーの既往を有する児童生徒等の割合は、小学生 0.6%、中学生 0.4%、高校生 0.3%でした。エピペン®保持者は小学生 0.4%、中学生 0.2%、高校生 0.1%でした。

ウ 原因

児童生徒等に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス(天然ゴム)などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

エ 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

オ 治療

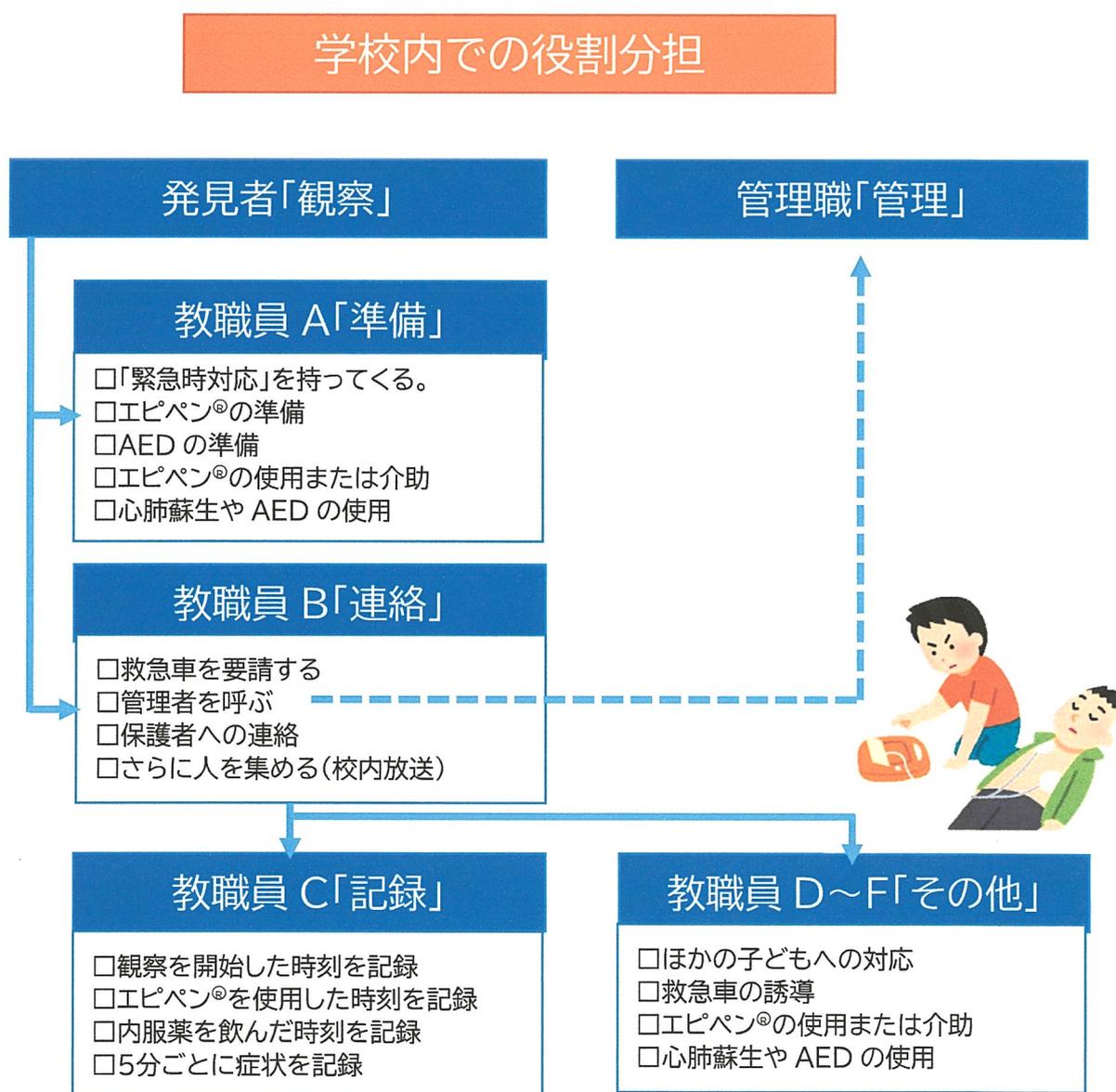
具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などが見られる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、救急車で医療機関への搬送を急ぎます。アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」を携行している場合には、緊急性が高いアレルギー症状(21 ページ)があると判断したタイミングでショックに陥る前に注射することが効果的です。

参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

(2) 学校における緊急時の対応

ア 学校内での役割分担

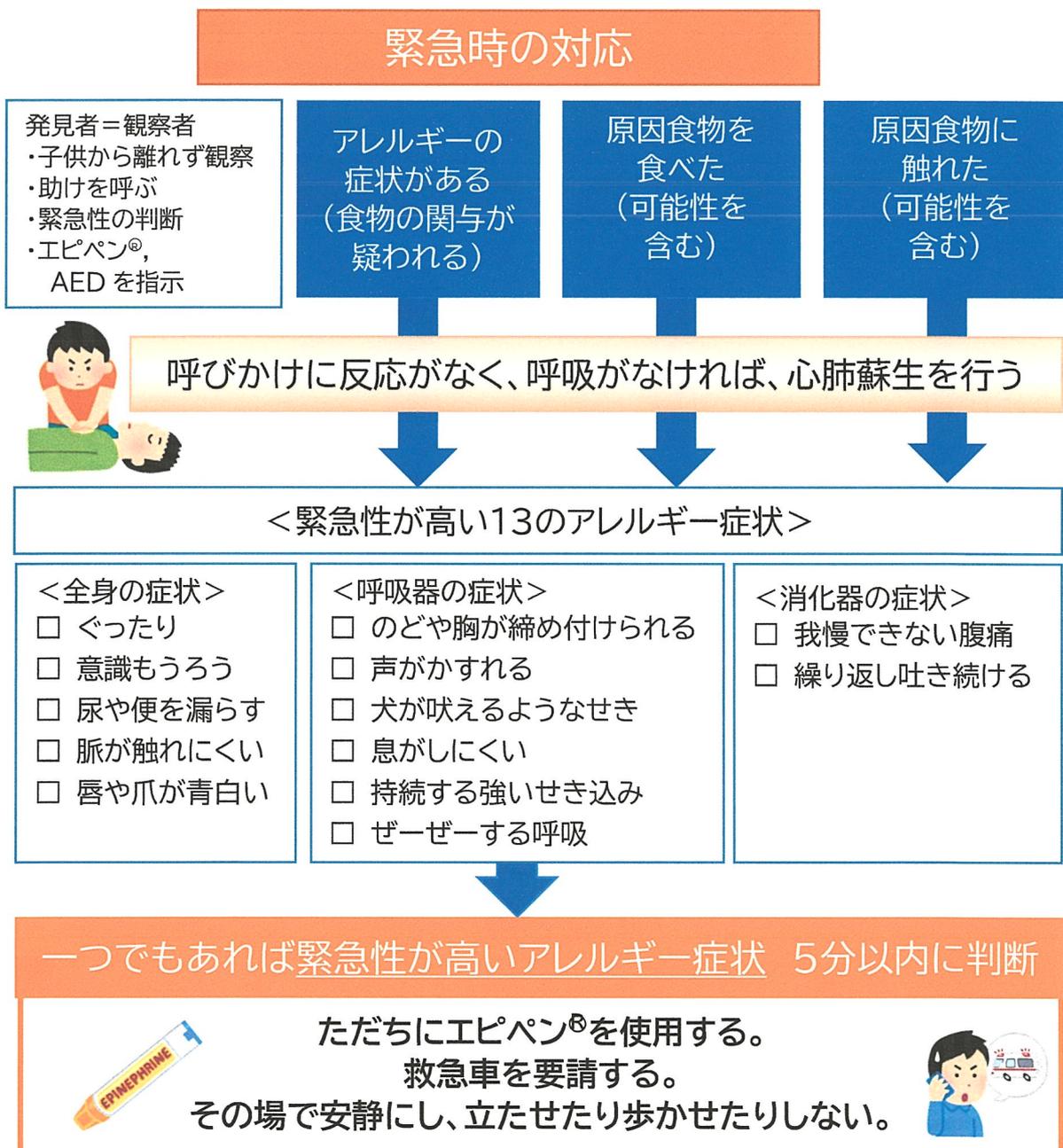
役割分担には、発見者、準備係、役割分担には、発見者、準備係、連絡係、管理係、記録係、その他の役割があります。発見者は、担任になることが多いですが、誰でもなり得ることを想定しておきます。発見者は、児童生徒等から離れず観察しながら、人を集めます。学校によって大声で呼ぶ、非常ベル・無線機器・携帯電話などの活用を検討し、適切な方法で訓練します。発見者は、集まった人に的確に役割を指示します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

イ 学校における緊急時対応の流れ

アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまったりした場合には、発見者は、児童生徒等から目を離さないで、助けを呼び、人を集めます。集まった人にエピペン®とAED等を持ってくるように指示をします。ここで学校内の役割分担を全教職員が知っているのと速やかに行動できます。緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を5分以内に行います。緊急性の高いアレルギー症状として13の症状があります(下図)。いずれかのうち一つでも症状があれば、緊急性の高いアレルギー症状があると判断します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより一部改変し、引用

4 救急車要請(119番通報)のポイント

- ★あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える
- ★119番をダイヤルする



(1) 救急であることを伝える

火事ですか？
救急ですか？

「救急です」



(2) 救急者に来てほしい場所を伝える

住 所：

学校名：守谷市立

学校

電 話：

※あらかじめ必要事項を記載しておくとうい

(3) いつ、だれが、どうして、現在どうなのかを伝える

いつ : (例 給食後)

だれが : (例 ○年生の 男子・女子が)

どうして : (例 アレルギーがある卵を食べて)

どうなのか : (例 呼吸が苦しいと言っている)

※持病やかかりつけ医を尋ねられる場合もあるので、わかるようにしておく。

(4) 通報している職員の氏名と連絡先を伝える。

氏 名：

通報後に連絡可能な電話番号：

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

5 症状チェックシート

- ◆迷ったらエピペン®を使用する。
- ◆症状は急激に変化する可能性がある。
- ◆少なくとも5分ごとに症状を注意深く観察する。
- ◆症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する。

症状 全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 連続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目 鼻 顔	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
①ただちにエピペンRを使用 ②救急車を要請(119番) ③その場で安静を保つ ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる <div style="text-align: center; color: #f44336; font-weight: bold;"> ただちに救急車で 医療機関へ搬送 </div>		①内服薬を飲ませエピペン®を使用 ②速やかに医療機関を受診 ※救急車の要請も考慮 ③医療機関に到着するまで少なくとも5分ごとに症状の変化を観察し、左の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用 <div style="text-align: center; color: #ffc107; font-weight: bold;"> 速やかに医療機関を受診 </div>	①内服薬を飲ませる。 () () ②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診 <div style="text-align: center; color: #2196f3; font-weight: bold;"> 安静にし注意深く経過観察 </div>

参考：独立行政法人 環境再生保全機構

「ぜんそく予防のための よくわかる 食物アレルギー対応ガイドブック」より引用

6 エピペン®の使い方

● エピペンのしくみ

青色の安全キャップ
視認性を高め誤注射を防ぐ安全機能

人間工学的に設計された握りやすい持ち手
しっかり握れて、持ちやすい

分かりやすいイラスト付き取扱説明
イラストが大きく使い方がすぐに分かる

開けやすいワンタッチ押し上げ式携帯用ケース
片手で簡単に開けられる



明るいオレンジ色の先端
先端(針先)がすぐに見分けられる



▲製品(エピペン®注射液)0.15mg

※教職員のエピペン®使用
救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、医師法違反とならない。

★アナフィラキシーの徴候や症状を感じたときに、太ももの前外側に速やかに注射してください。

【エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら—】



携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。

★誤注射を避けるために ● オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。

マイラン EPD 合同会社 エピペンサイトからの引用

議案	頁数
39号	27

第5章 ヒヤリハット事例

1 ヒヤリハット事例について

(1) 牛乳のしびき飛び跳ね

牛乳の後片付けをしているときに、牛乳パックの中にもう中身が入っていないと思って逆さまにしたら、中に残っていた牛乳が、乳アレルギーを持つ児童の近くでこぼれた。

【起因】

児童が牛乳パックの中身の確認をしなかった。食物アレルギーを持つ児童がいることについて周囲の児童が危機感を持っていなかった。

【改善点】

- ・牛乳パックを開けるときに、どの位中身が残っているかを確認する。また、担任が牛乳パックを片付ける前に声をかけ、意識をしながら片付けができるようにする。
- ・担任や担任外の職員を中心に給食時に一緒に食事をし、アレルギーがある児童本人及び児童の状況を観察・指導・支援を続けている。

(2) 担任が不在時の情報の伝達不足(はんぺんの山芋)

おでんに入っている「はんぺん」を取り除き、食べない予定であったが、当日担任が不在であり填補者にそのことがうまく伝達されなかった。アレルギーを持つ児童は、一口食べてしまったが、症状等はなし。

【起因】

- ・アレルギーを持つ児童の給食対応は、年に1～2回程度の頻度であり、たまたま担任が不在の日であった。
- ・クラスの担任が不在時の填補計画書が、その日の給食について、対応の必要があるか確認できない様式であった。

【改善点】

- ・調理されたものから原因食品を取り除いて食べるという対応は、現在はしていない。
- ・填補計画書に食物アレルギーの欄を設け、食物アレルギーを持つ児童の在籍の有無や対応の有無を記入できるようにした。填補者は確認したら、確認欄にチェックを記入することとした。
- ・職員室前方黑板カレンダーに対応児童名の磁石を貼ることで、填補者が該当クラスに食物アレルギーを持つ児童がいるか確認できるようにした。

(3) 給食後

当該児童は保護者からの連絡では、特に食物アレルギーはなかった。当日は、風邪のため体調不良であった。昼休みに鬼ごっこをして運動後、清掃の時間に気分が悪くなり、養護教諭が不在だったため職員室で休んでいた。数分経過したところで咳が出てきて、気分もさらに悪くなり、目の周りに浮腫の症状が見られたため、緊急で医療機関を受診した。

【起因】

- ・新規発症だったため予測ができなかった。
- ・風邪のためもともと体調が悪かったところに、エビ・イカを含んだ食品を食べた後、走り回ったことも重なり発症したと考えられる。

【改善点】

- ・医療機関において、食物アレルギーの検査を実施し、エビ・カニ・イカ除去必要と診断された。
- ・内服薬とエピペン[®]が処方された。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出するようお願いした。
- ・校内教職員に対し、経過報告と緊急時対応の確認及び食物アレルギーついでアナフィラキシーの対応やエピペン[®]の使い方の実習を含めて職員研修を行った。

(4) 本人による誤食

アレルギーを持つ児童が「綺麗な色のサラダで食べたくなくなってしまった。」と、アレルギー原因食物を食べてしまった。

【起因】

- ・保護者は、児童の判断に任せていた。
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出がされていなかったため原因食品について確認ができていなかった。
- ・「健康管理カード」についても未提出だったため、管理していなかった。

【改善点】

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してもらったことで、アレルギー原因食物が明確になった。
- ・毎月の献立表や毎日の連絡帳で保護者と担任等が確認できるようになった。

児童の死亡事例

平成24年12月20日、調布市の小学5年生の児童が、給食を食べた後に体調不良を訴え、搬送先の病院で、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなる事故が発生しました。このような事故を起こさないために、事故防止、緊急対応、その他指導や研修体制などの様々な取組が必要です。

(4) 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット 再発防止シート

年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	

記入者	職名		氏名	
-----	----	--	----	--

発生日時	
発生場所	
内容	
再発防止 対応策	
その他 参考事項	

【ヒヤリハットの内容】

- ① 児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合
- ② 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③ 事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と共有したいものである場合
- ④ 重大事故には至らなかったもののうち再発防止策を講ずる必要のある場合

参考:茨城県教育委員会 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット再発防止シート より引用

参考資料

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf

(令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

(平成27年3月 文部科学省)

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf

(令和3年3月 消費者庁)

「学校給食における食物アレルギー対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

(文部科学省 HP)

「ぜんそく予防のための よくわかる 食物アレルギー対応ガイドブック」

https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31321.pdf

(平成26年 独立行政法人 環境再生保全機構)

「エピペンサイト」

<https://www.epipen.jp/teacher/index.html>

(ヴィアトリス HP)

「アレルギーに関する指導」

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/karada/hoken/allergy.html>

(茨城県教育委員会 HP)

「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット事例集」

(令和2年2月茨城県教育庁学校教育部保健体育課)

資料

- 【様式第1号】 食物アレルギー対応申請書（新規・継続・中止）
- 【様式第2号】 食物アレルギー等に関する調査表
- 【様式第3号】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 【様式第4号】 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）
- 【様式第5号】 食物アレルギー対応決定通知
- 【様式第6号】 (1)詳細献立表・(2)喫食確認表
- 【様式第7号】 給食費（牛乳代）減免 申請書（新規・継続・中止）

守 谷 市 立 学 校 長 様
 守谷市立学校給食センター所長 様

食物アレルギー対応申請書（新規・継続・中止）

この度、医療機関で診断を受けましたので、下記のとおり食物アレルギー対応を
 （ 新規 ・ 継続 ・ 中止 ） 申請します。

1 食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		
緊急連絡先TEL① ()		② ()		

2 給食対応内容

希望する対応 内容（希望す る内容に○を つける）	レベル 1	詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル 2	給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル 3	除去食対応（飲用牛乳の停止、別紙参照）
	レベル 4	代替食対応（卵・乳を含む主食や料理の代替食を希望する）
※主治医と相談した上で、対応内容を決めてください。 ※新規申請及び診断結果に変更がある継続申請者は裏面の調査票を記入してください。		

・ 詳細な献立表の配付は学校給食対応の基本であり、レベル 2 以上の対応でも、あわせて提供すること
 となっています。

3 添付書類

- ・ 学校生活管理指導表

裏面もあります

食物アレルギー等に関する調査表

1 食物アレルギーを起こす原因食品について記入してください。

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状 (○をつける)	特記事項	家庭での対応 (○をつける)
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ()		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ()		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ()		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ()		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ()		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない

2 処方されている薬があれば記入してください。

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり (保管場所:) ・なし
	服用のタイミング	例: 毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり (保管場所:) ・なし
	使用の有無	あり (年 月) ・なし
	更新の有無	年に一度更新している・していない (エピペン®の使用期限は1年です)

3 原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があります。アレルギー症状が起きる可能性はありますか。

ない (給食を食べる)	ある (給食停止、弁当持参)
-------------	----------------

4 食物アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよろしいですか。(周囲の理解が助けになることがある)

はい	いいえ
----	-----

5 給食当番の配慮 (原因食品を含む料理の配膳や片付けをしないなど) を希望しますか。

はい (内容:)	いいえ
-----------	-----

6 聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター等で共有してもよろしいですか。

はい	いいえ
----	-----

【備考欄】

39号
36

表]学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

提出日

名前 (男・女) 平成 年 月 日生 学校 年 組 令和 年 月 日
この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。 ※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します

アナフィラキシー (あり・なし)
食物アレルギー (あり・なし)

病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー) 3. 運動誘発アナフィラキシー) 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 () C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 ()に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ)) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド)) 8. 果物類 《 》 ()) 9. 魚類 《 》 ()) 10. 肉類 《 》 ()) 11. その他1 《 》 ()) 12. その他2 《 》 ()) D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ())	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要となる場合がある(アレルギーの既往がある場合、該当する食品を使用した場合) 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 令和 年 月 日 医師名 医療機関名

病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者
A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () B-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 () B-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 () C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 令和 年 月 日 医師名 医療機関名

緊急時連絡先

緊急時連絡先

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します。 提出日

名前 _____ (男・女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班)</p> <p>1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。</p> <p>*軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p>B-1 常用する外用薬</p> <p>1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()</p> <p>B-2 常用する内服薬</p> <p>1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []</p> <p>B-3 常用する注射薬</p> <p>1. 生物学的製剤</p>	<p>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 発汗後</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	<p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()</p>	<p>A プール指導</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 屋外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C その他の配慮・管理事項(自由記載)</p>	<p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()</p>	<p>A 屋外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B その他の配慮・管理事項(自由記載)</p>	<p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>

(公財) 日本学校保健会

39号 37

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー面談表（個別支援プラン）

面談の司会進行は、養護教諭の先生にお願いいたします。

面談日	令和 年 月 日
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士
記録者	

食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		

①給食対応内容

	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2 給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3 牛乳提供停止（飲用牛乳減免：アレルギーでなく牛乳停止のみの希望者）
	レベル4 代替食提供（卵と乳を含む主食やおかずの代替食を希望する）

②食物アレルギーを起こす原因食品

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状（○をつける）	特記事項	家庭での対応（○をつける）
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない

③処方されている薬

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	服用のタイミング	<small>例：毎朝、症状が出たとき、など</small>
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ）・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない（エピペン®の使用期限は1年）

【裏面もあります】

④原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があるが、アレルギー症状が起きる可能性はあるか。

ない（給食を食べる）	ある（給食停止、弁当持参）
------------	---------------

⑤アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよいか。（周りの理解で助かることもある）

はい	いいえ
----	-----

⑥給食当番の配慮（原因食品を含む料理の配膳や片付けをしないなど）を希望するか。

はい（内容： ）	いいえ
----------	-----

⑦聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター・学校医等で共有してもよいか。

はい	いいえ
----	-----

⑧かかりつけの医療機関

--

⑨校外学習や調理実習、生活上での留意点

例：調理等で食材を使用するときは担任と相談する。校外学習でのおやつ交換はしない。

--

⑩過去に除去していたが現在食べられるようになった食品等

--

⑪その他、保護者の方が気になっていること、要望等

--

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記の内容に間違いはない
- エピペン®を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい
- 緊急時に保護者と連絡がつかない場合、学校の判断でエピペン®を打ってよい

【保護者からの提出書類】

- 様式第1号 食物アレルギー対応申請書・食物アレルギー等に関する調査表（両面）
- 学校生活管理指導表

【備考欄】

--

食物アレルギー面談表（個別支援プラン）

記入例

面談の司会進行は、養護教諭の先生にお願いいたします。

面談日	令和 年 月 日
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士
記録者	

食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名			保護者氏名	

①給食対応内容 ①～⑦は様式1号と同じ内容です。必要に応じて記入してください。

<input type="checkbox"/>	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）
<input type="checkbox"/>	レベル2 給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
<input type="checkbox"/>	レベル3 牛乳提供停止（飲用牛乳減免：アレルギーでなく牛乳停止のみの希望者）
<input checked="" type="checkbox"/>	レベル4 代替食提供（卵と乳を含む主食やおかずの代替食を希望する）

②食物アレルギーを起こす原因食品

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状（○をつける）	特記事項	家庭での対応（○をつける）
卵	1歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）	・卵ボーロを食べて発症 ・1日10gまで食べられる ・触るのは問題なし	・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
エビ	2歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（顔の腫れ）	・エビを含む加工品は除去 ・触るのは問題なし	・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）	原因食品が複数ある場合は、それぞれの症状を聞き取ってください。 症状に呼吸症状（呼吸困難・咳・喘鳴等）があり、且つ喘息がある場合には、食物アレルギー症状か喘息か区別がつくか確認してください。	
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		

③処方されている薬

内服薬	薬の名称	アレジオン（抗ヒスタミン薬）
	学校への持参	あり（保管場所：ランドセルのポケット）・なし
	服用のタイミング	例：毎朝、症状が出たとき、など 症状が出たとき
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所：ランドセルのポケット）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ）・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない（エピペン®の使用期限は1年）

【裏面もあります】

④原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があるが、アレルギー症状が起きる可能性はあるか。

<input checked="" type="radio"/> ない（給食を食べる）	<input type="radio"/> ある（給食停止、弁当持参）
---	-------------------------------------

⑤アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよいか。（周りの理解で助かることもある）

<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
-------------------------------------	---------------------------

⑥給食当番の配慮（原因食品を含む料理の配膳や片付けをしないなど）を希望するか。

<input checked="" type="radio"/> はい（内容：なるべくごはんや牛乳担当にする）	<input type="radio"/> いいえ
---	---------------------------

⑦聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター・学校医等で共有してもよいか。

<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
-------------------------------------	---------------------------

⑧かかりつけの医療機関

〇〇小児科

⑨校外学習や調理実習、生活上での留意点

例：調理等で食材を使用するときは担任と相談する。校外学習でのおやつ交換はしない。 ・宿泊学習での食事は、宿泊先から詳細なメニューを取り寄せて判断する ・アレルギーについて、児童クラブには連絡済み

⑩過去に除去していたが現在食べられるようになった食品等

・小麦は食べられるようになったので、給食での対応は必要ない

⑪その他、保護者の方が気になっていること、要望等

・クラスの友達に、アレルギーがあることを伝えてほしい

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記の内容に間違いはない
- エピペン®を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい
- 緊急時に保護者と連絡がつかない場合、学校の判断でエピペン®を打ってよい

【保護者からの提出書類】

- 様式第1号 食物アレルギー対応申請書・食物アレルギー等に関する調査表（両面）
- 学校生活管理指導表

【備考欄】

様式第5号

令和 年 月 日

守谷市立小中学校長 様

守谷市立学校給食センター所長

食物アレルギー対応決定通知

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1 学校給食食物アレルギー対応開始日

令和 年 月 日

2 該当者

食物アレルギー児童生徒一覧 参照

【問い合わせ先】

守谷市立学校給食センター

TEL : 0297-48-0253

FAX : 0297-48-5388

E-mail : kyuushoku@city.moriya.lg.jp

議案	頁数
39号	42

詳細献立表

献立名	01		02		05		06		07		08	
	ごはん 牛乳 春巻き 豚肉のオイスター炒め 中華スープ		ごはん 牛乳 さんまのピリからソース おひたし ごまみそ汁		ごはん 牛乳 鮭のみそマヨネーズ焼き 鶏肉と野菜のいためもの さつまいものみそ汁		ミルクパン 牛乳 鶏肉のマスタードソース焼き ポテトサラダ コンソメスープ		ごはん 牛乳 うさぎ型ハンバーグ 大根サラダ 小松菜と里芋の味噌汁 お月見ゼリー		ごはん 牛乳 鶏肉のしょうが炒め 揚げ油とえのきのごまあえ 豚汁	
材料名及び分量(一人分のグラム数)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	(g)	
	米飯(コシヒカリ)弁当80g	80	米飯(コシヒカリ)弁当80g	80	米飯(コシヒカリ)弁当80g	80	◇ミルクパン50	50	米飯(コシヒカリ)弁当80g	80	米飯(コシヒカリ)弁当80g	80
普通牛乳	206	普通牛乳	206	普通牛乳	206	◇脱脂粉乳	4	普通牛乳	206	普通牛乳	206	
●春巻50g	50	●さんま開漉粉付50g	50	鮭切り身40g	40	普通牛乳	206	●うさぎ型ハンバーグ40	40	鶏もも小間肉 皮なし	30	
揚げ油(一斗缶)	5	揚げ油(一斗缶)	3	清酒	0.6	◇サラダ油	1.5	生カットえのきたけ(1kg)	7	おろししょうが	0.8	
豚かた小間肉	20	こいくちしょうゆ(10kg)	2.5	白みそ(20kg)	3	◇サラダ油	0.01	こいくちしょうゆ(10kg)	1.6	清酒	1	
清酒	1	上白糖(30kg)	2	◇ノンエッグマヨネーズ(5kg)	5	白こしょう	0.01	上白糖(30kg)	0.7	◇サラダ油	0.5	
こいくちしょうゆ(10kg)	0.5	清酒	1	◇サラダ油	0.2	◇サラダ油	1.5	清酒	0.5	キャベツ 結球葉、生	20	
キャベツ 結球葉、生	30	おろししょうが	0.3	鶏もも小間肉 皮なし	20	赤ワイン(1.8L)	0.7	◇スクール糸かまぼこ(ぼぐし)	8	たまねぎ りん茎、生	20	
にんじん 根、皮つき、生	15	おろしにんにく	0.3	おろししょうが	0.2	◇ウスターソース	4	だいこん 根、皮つき、生	35	にんじん 根、皮つき、生	15	
ズッキーニ 果実、生	20	◇トウバンジャン	0.08	にんじん 根、皮つき、生	10	●粒マスタード(260g)	3	きゅうり 果実、生	15	にんじん 根、皮つき、生	15	
おろししょうが	0.5	りよくとうもやし	40	たまねぎ りん茎、生	30	白ワイン(1.8L)	0.5	にんじん 根、皮つき、生	6	にんじん 根、皮つき、生	15	
◇オイスターソース	3	チンゲンサイ 葉、生	16	キャベツ 結球葉、生	20	上白糖(30kg)	3	こいくちしょうゆ(1.8L)	0.8	◇カット油揚げ(500g)	9	
清酒	1	にんじん 根、皮つき、生	10	こいくちしょうゆ(10kg)	2	こいくちしょうゆ(10kg)	1	こいくちしょうゆ(1.8L)	0.8	生カットえのきたけ(1kg)	10	
こいくちしょうゆ(10kg)	3	かつお節(糸削り)和え物用	0.5	清酒	1	じゃがいも 塊茎、生	43	上白糖(30kg)	0.8	本みりん	1.5	
◇サラダ油	1	こいくちしょうゆ(1.8L)	2.5	上白糖(30kg)	1	にんじん 根、皮つき、生	8	精製塩	0.1	こいくちしょうゆ(1.8L)	0.9	
鶏むね小間肉 皮なし	30	かつお節厚削り	0.5	白こしょう	0.01	にんじん 根、皮つき、生	8	白こしょう	0.01	上白糖(30kg)	1.2	
◇サラダ油	1	◇カット油揚げ(500g)	5	◇中華スープストック	1	スイートコーン水煮ホール	8	ごま油	1	りよくとうもやし	25	
緑豆春雨5cmカット(500g)	2	だいこん 根、皮つき、生	30	でんぷん(片栗粉)(25kg)	0.3	きゅうり 果実、生	5	◇カット油揚げ(500g)	1	冷凍小松菜カット	15	
にんじん 根、皮つき、生	10	冷凍ほうれん草(バラ)	7	ごま油	0.3	◇ノンエッグマヨネーズ(5kg)	5	上白糖(30kg)	0.5	白すりごま(1kg)	2	
ごぼう 根、生	10	長葱(根深ねぎ) 葉、軟白、生	10	さつまいも 塊根、生	33	穀物酢	0.5	精製塩	0.3	豚かた小間肉	15	
だいこん 根、皮つき、生	15	たまねぎ りん茎、生	30	だいこん 根、皮つき、生	20	精製塩	0.02	白こしょう	0.02	清酒	1	
カットわかめ(500g)	0.5	白みそ(20kg)	5	生カットえのきたけ(1kg)	8	だいこん 根、皮つき、生	20	◇カット油揚げ(500g)	4	板こんにやく 精粉こんにやく	20	
精製塩	0.2	赤みそ(10kg)	3	たまねぎ りん茎、生	10	にんじん 根、皮つき、生	8	長葱(根深ねぎ) 葉、軟白、生	15	にんじん 根、皮つき、生	10	
白こしょう	0.03	かつお節厚削り	3.5	◇カット油揚げ(500g)	4	たまねぎ りん茎、生	15	白みそ(20kg)	5	じゃがいも 塊茎、生	20	
こいくちしょうゆ(10kg)	1.5	白すりごま(1kg)	2	白みそ(20kg)	5	◇皮なしウインナーソーセージ輪切5mmカット	4	赤みそ(10kg)	3	ごぼう 根、生	7	
ごま油	0.5			赤みそ(10kg)	3	冷凍カリフラワー(1kg)	15	かつお節厚削り	3.5	だいこん 根、皮つき、生	18	
◇中華スープストック	1			かつお節厚削り	3.5	精製塩	0.2			長葱(根深ねぎ) 葉、軟白、生	10	
						白こしょう	0.01	●十五夜デザート	30	◇冷凍ミニ絹厚揚げ(1kg)	15	
						◇コンソメ有塩	1			かつお節厚削り	3.5	
						◇チキンブイヨン	6			白みそ(20kg)	5	
										赤みそ(10kg)	3	

39号
43
数

詳細献立表

守谷市立学校給食センター 小・中学校（低・中・高） A・B・Cブロック

様式6号(1)

献立名	(g)						
材料名及び分量 (一人分のグラム数)							

提出期限：

4 月分 給食喫食確認表（代替食）・チェック表

学校 年 組 番 児童生徒氏名

日	給食での対応 (保護者記入)				チェック表				備考
	献立	食べる○ 食べない×	代替食献立	食べる○ 食べない×	弁当持参	調理員	ドライバー	配膳員	
1 (木)	ミルクパン		ごはん						
	チキンソテー								
	チーズサラダ		フレンチサラダ						
	ミネストローネ								
2 (金)	ごはん								
	にらまんじゅう								
	野菜炒め								
	卵の中華スープ		豆腐の中華スープ						
5 (月)	ごはん								
	なすのきっぱり炒め								
	ブロッコリーのおかかマヨあえ								
	油揚げともやしの味噌汁								
6 (火)	ごはん								
	春巻き								
	豚肉のオイスター炒め								
	中華スープ								
7 (水)	ミルクパン								
	鶏肉のマスタードソース焼き								
	ポテトサラダ								
	コンソメスープ								
8 (木)	ごはん								
	うさぎ型ハンバーグ								
	大根サラダ								
	小松菜と里芋の味噌汁								
9 (金)	ごはん								
	いかフリッター (2個)								
	ツナサラダ								
	チキンカレー								
12 (月)	ごはん								
	わかさぎフライ (2尾)								
	豚肉の味噌炒め								
	キムチスープ								
13 (火)	玄米ごはん								
	タコライス <small>の具</small>								
	野菜のおかかあえ								
	たまごともずくのスープ								
14 (水)	コッペパン								
	フランクフルト								
	チリコンカン								
	豆乳コーンスープ								
15 (木)	ごはん								
	さんまのピリからソース								
	おひたし								
	ごまみそ汁								

提出期限：

4 月分 給食喫食確認表（代替食）・チェック表

学校 年 組 番 児童生徒氏名

日	給食での対応		(保護者記入)			チェック表				備考
	献立	食べる○ 食べない×	代替食献立	食べる○ 食べない×	弁当持参	調理員	ドライバー	配膳員	担任	
1 6 (金)	ソフトめん かぼちゃの天ぷら いんげんとツナのサラダ もやし肉みそスープ									
2 0 (火)	ごはん 焼き餃子 (2個・3個) パプリカサラダ 厚揚げの中華煮									
2 1 (水)	黒パン いなだのオーロラソース きのことコーンのソテー 卵とほうれん草のコンソメスープ									
2 2 (木)	ごはん 鶏肉のしょうが炒め 油揚げとえのきのごまあえ 豚汁									
2 6 (月)	ごはん 鮭のみそマヨネーズ焼き 鶏肉と野菜のいためもの さつまいものみそ汁									
2 7 (火)	ごはん オムレツ りっちゃんサラダ ハヤシチュー									
2 8 (水)	焼きそば メンチカツ グリーンサラダ ヨーグルト									
2 9 (木)	ごはん ハンバーグトマトソース 野菜のカレー炒め キャベツのコンソメスープ									
3 0 (金)	ごはん ホキの甘酢あんかけ キャベツとのりのサラダ 小松菜の中華スープ									

守谷市立学校長様
守谷市立学校給食センター所長様

給食費（牛乳代）減免申請書（新規・継続・中止）

児童生徒が体質改善等により、3箇月以上牛乳の飲用を止めることが前提となります。この度、下記のとおりを学校給食における給食費（牛乳代）の減免を（新規・継続・中止）申請します。

1 飲用牛乳中止対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		
緊急連絡先 TEL				

2 申請内容

診断理由等 (希望する内容に○をつける)	食物アレルギーのため*	
	乳糖不耐症（その他病気を含む）のため*	
	その他（ ）	

※原則として診断書等の提出をお願いしております。

できない場合は下記までご相談ください。

問合せ先 守谷市立学校給食センター 電話48-0253

議案第40号

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱の制定について

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和4年9月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年9月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市子ども読書活動推進会議を設置するに当たり、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

議案	頁数
40号	1

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 守谷市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づく施策及び具体的な取組の計画的かつ効果的な推進を図るため、守谷市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 推進計画に基づく施策及び具体的な取組の進行管理に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育部次長
- (2) 学校教育課長
- (3) 生涯学習課長
- (4) 教育指導課長
- (5) 中央図書館長
- (6) すくすく保育課長
- (7) のびのび子育て課長
- (8) 市内小中学校の代表者
- (9) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者
- (10) 市内子育て支援施設又は児童館の代表者
- (11) 守谷市PTA連絡協議会の代表者
- (12) 読書活動に関し識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は次期推進計画の策定までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

議案	頁数
40号	2

第5条 推進会議に委員長を置き、委員長は、教育部次長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議の議長は、委員長とする。

3 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会中央図書館が担当する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
40号	3

議案第41号

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱の制定について

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和4年9月26日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和4年9月 日 原案 決

提案理由

本案は、プロポーザル方式による守谷中央図書館子育て支援サービス業務委託において提出された事業提案書の適正な審査を行うため、「守谷中央図書館子育て支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱」を設置し、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
41号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、指名型プロポーザル方式による守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託において提出された事業提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査を行うため、守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準作成に関すること。
- (2) プロポーザルの審査及び評価に関すること。
- (3) プロポーザル提案者の選定に関すること。
- (4) その他プロポーザル方式による選定等に関し必要な事項

(選定委員会の組織)

第3条 選定委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 副市長
- (3) 教育部長
- (4) 総務部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 教育部次長
- (7) 中央図書館長
- (8) 保育所長代表1人

3 選定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

4 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

議案	頁数
41号	2

(任期)

第4条 委員の任期は、守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務の委託契約締結日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果及び提案者の選定結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
41号	3

報告第 4 号

令和 4 年守谷市議会 9 月定例会月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第 55 号 守谷市都市公園条例等の一部を改正する条例

議決日 令和 4 年 9 月 20 日

議決結果 原案 可決

- 2 議案第 58 号 令和 4 年度守谷市一般会計補正予算（第 4 号）
（教育委員会所管分）

議決日 令和 4 年 9 月 20 日

議決結果 原案 可決

- 3 受理番号第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国補負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

議決日 令和 4 年 9 月 20 日

議決結果 原案 採択

- 4 「市政に関する一般質問」について

別紙のとおり

- 5 議案第 45 号 令和 3 年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定

認定日 令和 4 年 9 月 20 日

結果 認定

令和 4 年 9 月 26 日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報 告	頁 数
4 号	1

議案第55号

守谷市都市公園条例等の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月30日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

報告	頁数
4号	2

議案	頁数
55号	1

守谷市都市公園条例等の一部を改正する条例

(守谷市都市公園条例の一部改正)

第1条 守谷市都市公園条例(昭和57年守谷町条例第4号)の一部を次のように改正する。

「利用」を「使用」に改める。

(守谷市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市運動公園の設置及び管理に関する条例(昭和58年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号中「利用」を「使用」に改める。

(守谷市隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市隣保館の設置及び管理に関する条例(昭和60年守谷町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用」を「使用」に改める。

別表第1中「1・2」を削る。

別表第2中「午前」、「午後」、「夜間」及び「1・2」を削る。

(守谷市国際交流研修センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 守谷市国際交流研修センター設置及び管理に関する条例(平成12年守谷町条例第32号)の一部を次のように改正する。

「利用」を「使用」に改める。

(守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例(平成22年守谷市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「利用」を「用」に改める。

別表第2備考中「利用」を「使用」に改める。

(守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例(平成29年守谷市条例第4号)の一部を次のように改正する。

「利用」を「使用」に改める。

第12条第2号中「10日」を「15日」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第6条中守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例第12条第2号の改正規定は、令和4年12月1日以降の使用について適用する。

報 告	頁 数
4 号	3

議 案	頁 数
5 5 号	2

提案理由（議案第55号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、主に各施設の設置及び管理に関する条例について、現状「利用」と「使用」の文言及び使用料の返還を求める際の申出の可能期間が統一されていないことから、文言及び使用料の返還の申出期間を統一し、市民が分かりやすくするために、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
4号	4

議案	頁数
55号	3

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>(事業)</p> <p>第5条 公民館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域社会活動の<u>用</u>に供する事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第2（第11条，第17条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 「施設」欄の括弧書きは、当該施設の<u>使用</u>可能人数を表す。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 公民館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域社会活動の<u>利用</u>に供する事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第2（第11条，第17条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 「施設」欄の括弧書きは、当該施設の<u>利用</u>可能人数を表す。</p>

議案	15
55号	

報告	5
4号	

守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正	現行
<p>(使用できる者の範囲)</p> <p>第4条 交流館を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定による使用の許可の有無に応じて、閉館時間を5時間以内の範囲内において繰り上げることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 交流館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 市長は、交流館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の使用を許可しない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が交流館を使用</p>	<p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第4条 交流館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定による利用の許可の有無に応じて、閉館時間を5時間以内の範囲内において繰り上げることができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 交流館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 市長は、交流館を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の利用を許可しない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が交流館を利用</p>

4号	報告
7	頁数

55号	議案
17	頁数

させることが適当でない認められる場合
(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) (略)
 - (2) 災害その他やむを得ない理由により、交流館の使用ができなくなった場合
 - (3) 及び(4) (略)
 - (5) 許可を受けた目的以外で使用した場合
 - (6) 虚偽の申請その他の不正な手段により使用許可を受けた場合
 - (7) (略)
- (使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第7条第1項の使用許可を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、公用若しくは公益活動のために交流館を使用する場合、又は特別な事情があると認める場合は、使用料を免除することができる。

(使用料の返還)

させることが適当でない認められる場合
(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) (略)
 - (2) 災害その他やむを得ない理由により、交流館の利用ができなくなった場合
 - (3) 及び(4) (略)
 - (5) 許可を受けた目的以外で利用した場合
 - (6) 虚偽の申請その他の不正な手段により利用許可を受けた場合
 - (7) (略)
- (利用料)

第10条 利用者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 利用料は、第7条第1項の利用許可を受ける際に納付しなければならない。

(利用料の免除)

第11条 市長は、公用若しくは公益活動のために交流館を利用する場合、又は特別な事情があると認める場合は、利用料を免除することができる。

(利用料の返還)

4号	報告
8	頁数

第12条 使用者が既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができないやむを得ない理由により、交流館を使用することができなかった場合
- (2) 使用者が、使用予定日の15日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、使用の取消しの申出をした場合
- (3) （略）

（使用権の譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復）

第14条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。第9条の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときも、同様とする。

（損害賠償）

第15条 使用者が、故意又は過失により、交流館の施

第12条 利用者が既に納付した利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができないやむを得ない理由により、交流館を利用することができなかった場合
- (2) 利用者が、利用予定日の10日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、利用の取消しの申出をした場合
- (3) （略）

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復）

第14条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。第9条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは利用を制限されたときも、同様とする。

（損害賠償）

第15条 利用者が、故意又は過失により、交流館の施

55号	議案
18	頁数

設等を損傷し，又は滅失したときは，これによって生じた損害を賠償しなければならない。

別表（第10条関係）

（略）

備考 使用料の算定の際，使用時間に1時間未満の端数があるときは，これを1時間として算定する。

設等を損傷し，又は滅失したときは，これによって生じた損害を賠償しなければならない。

別表（第10条関係）

（略）

備考 利用料の算定の際，利用時間に1時間未満の端数があるときは，これを1時間として算定する。

議案	頁数
55号	19

報告	頁数
4号	9

報告	4号
頁数	10

議案第58号

令和4年度守谷市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度守谷市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,481,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年8月30日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	58号
頁数	1

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
9 地 方 特 例 交 付 金		115,421	△943	114,478
	1 地 方 特 例 交 付 金	100,657	△943	99,714
10 地 方 交 付 税		508,362	△20,633	487,729
	1 地 方 交 付 税	508,362	△20,633	487,729
14 国 庫 支 出 金		4,809,884	329,635	5,139,519
	1 国 庫 負 担 金	3,515,173	14,313	3,529,486
	2 国 庫 補 助 金	1,262,261	315,322	1,577,583
15 県 支 出 金		1,793,139	4,205	1,797,344
	1 県 負 担 金	1,251,326	441	1,251,767
	2 県 補 助 金	400,549	3,764	404,313
18 繰 入 金		2,744,168	291,471	3,035,639
	1 他 会 計 繰 入 金	3	45,568	45,571
	2 基 金 繰 入 金	2,744,165	245,903	2,990,068
20 諸 収 入		484,498	62,693	547,191
	5 雑 入	444,560	62,693	507,253
21 市 債		1,685,000	△106,893	1,578,107
	1 市 債	1,685,000	△106,893	1,578,107
歳 入 合 計		30,922,081	559,535	31,481,616

議案	58号
頁数	2

報告	4号
頁数	11

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議会費		221,637	△2,159	219,478
	1 議会費	221,637	△2,159	219,478
2 総務費		5,631,034	4,192	5,635,226
	1 総務管理費	4,542,964	28,694	4,571,658
	2 徴税費	374,818	△12,452	362,366
	3 戸籍住民基本台帳費	151,228	3,894	155,122
	5 統計調査費	19,704	△9,536	10,168
	7 市民活動総務費	499,394	△6,408	492,986
3 民生費		10,659,417	66,350	10,725,767
	1 社会福祉費	4,350,697	△15,478	4,335,219
	2 児童福祉費	5,729,369	81,079	5,810,448
	3 生活保護費	578,189	749	578,938
4 衛生費		2,463,008	△6,571	2,456,437
	1 保健衛生費	1,727,957	△6,571	1,721,386
6 農林水産業費		177,765	18,626	196,391
	1 農業費	177,659	18,626	196,285
7 商工費		54,403	323,846	378,249
	1 商工費	54,403	323,846	378,249
8 土木費		3,514,249	49,517	3,563,766

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
	1 土 木 管 理 費	176,689	△5,552	171,137
	2 道 路 橋 梁 費	1,127,512	19,600	1,147,112
	3 河 川 費	40,261	990	41,251
	4 都 市 計 画 費	2,135,420	34,479	2,169,899
10 教 育 費		4,243,804	93,433	4,337,237
	1 教 育 総 務 費	1,617,690	3,625	1,621,315
	2 小 学 校 費	856,270	58,000	914,270
	3 中 学 校 費	1,167,498	19,715	1,187,213
	4 社 会 教 育 費	578,947	12,039	590,986
	5 保 健 体 育 費	21,119	54	21,173
11 公 債 費		1,032,641	0	1,032,641
	1 公 債 費	1,032,641	0	1,032,641
12 諸 支 出 金		1,760,185	12,301	1,772,486
	1 基 金 費	1,760,185	12,301	1,772,486
歳 出 合 計		30,922,081	559,535	31,481,616

議 案 58号	頁 数 4
---------	-------

報 告 号 4	頁 数 13
---------	--------

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	シティプロモーション映像制作業務	3,641

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
守谷駅前親子ふれあいルーム運営管理業務委託	令和4年度から令和9年度まで	111,213
都市計画支援システムサーバ機器賃貸借	令和4年度から令和10年度まで	3,287
ICT活用支援業務委託	令和4年度から令和7年度まで	146,520

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
9 地方特例交付金	115,421	△943	114,478
10 地方交付税	508,362	△20,633	487,729
14 国庫支出金	4,809,884	329,635	5,139,519
15 県支出金	1,793,139	4,205	1,797,344
18 繰入金	2,744,168	291,471	3,035,639
20 諸収入	484,498	62,693	547,191
21 市債	1,685,000	△106,893	1,578,107
歳入合計	30,922,081	559,535	31,481,616

議案号	58号	報告数	4号
頁数	7	頁数	15

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	221,637	△2,159	219,478				△2,159
2 総 務 費	5,631,034	4,192	5,635,226	13,915			△9,723
3 民 生 費	10,659,417	66,350	10,725,767	18,904		1,580	45,866
4 衛 生 費	2,463,008	△6,571	2,456,437	9,592		△9,592	△6,571
6 農 林 水 産 業 費	177,765	18,626	196,391	22,200			△3,574
7 商 工 費	54,403	323,846	378,249	264,026		60,000	△180
8 土 木 費	3,514,249	49,517	3,563,766			16,698	32,819
10 教 育 費	4,243,804	93,433	4,337,237	5,203		933	87,297
11 公 債 費	1,032,641	0	1,032,641			△16,698	16,698
12 諸 支 出 金	1,760,185	12,301	1,772,486				12,301
歳 出 合 計	30,922,081	559,535	31,481,616	333,840		52,921	172,774

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	444,559	62,693	507,252	5 学校給食費納付金	933	・大井沢小学校 45 ・大野小学校 19 ・高野小学校 27 ・守谷小学校 74 ・黒内小学校 71 ・御所ヶ丘小学校 30 ・郷州小学校 34 ・松前台小学校 32 ・松ヶ丘小学校 51 ・守谷中学校 46 ・愛宕中学校 50 ・御所ヶ丘中学校 61 ・けやき台中学校 46 ・外国語指導助手 27 ・給食センター職員等 105 ・会計年度任用職員等 215
				9 売 払 代	60,000	・プレミアム付デジタル商品券売払代
				10 返納金・返戻金・ 返 還 金	1,511	・守谷市民間保育所等感染拡大防止対策のため の備品購入補助金返還金 16 ・守谷市保育所等新型コロナウイルス感染症対 策事業費補助金返還金 15 ・守谷市民間保育所等施設整備補助金返還金 1,480
				13 雑 入	249	・保育所職員等給食費納付金
計	444,560	62,693	507,253			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

4 臨時財政対策債	231,000	△106,893	124,107	1 臨時財政対策債	△106,893	・臨時財政対策債
-----------	---------	----------	---------	-----------	----------	----------

58号	議案
11	頁数

4号	報告
17	頁数

款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明	
		財源名	金額	区分	金額		
1 児童福祉総務費	65,166	国県支出金	0	2 給料	1,002	11 児童クラブ運営事業 (生涯学習課)	12,628
	(869,051)	地方債	0	3 職員手当等	3,004	10 需用費	3,280
	(934,217)	その他	0	4 共済費	1,067	光熱水費	
		一般財源	65,166	10 需用費	3,280	22 償還金利息及び割引料 返還金	9,348
				22 償還金利息及び 割引料	56,813	・国庫補助金返還金	
						22 子育て世帯臨時特別給付金事業 (のびのび子育て課)	47,465
						22 償還金利息及び割引料 返還金	47,465
						・国庫補助金返還金	
						79 職員給与関係経費	5,073
						2 給料	1,002
						一般職給	
						3 職員手当等	3,004
						扶養手当	300
						期末手当	555
						勤勉手当	1,423
						通勤手当	△411
						住居手当	280
						児童手当	80
						退職手当負担金	634
						地域手当	143
						4 共済費	1,067
						共済組合負担金	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
2 学校教育総務費	4,159	国県支出金	0	2 給料	2,412	76 任期付職員給与関係経費 △3,512
	(280,507)	地方債	0	3 職員手当等	△673	2 給料 △1,631
	(284,666)	その他 一般財源	0 4,159	4 共済費	2,420	一般職給 3 職員手当等 △2,520
						扶養手当 △282
						期末手当 △1,532
						勤勉手当 △629
						通勤手当 △155
						住居手当 224
						退職手当負担金 64
						地域手当 △210
						4 共済費 639
						共済組合負担金
						78 特別職給与関係経費 △66
						3 職員手当等 △69
						特別職期末手当
						4 共済費 3
						特別職共済組合負担金
						79 職員給与関係経費 7,737
						2 給料 4,043
						一般職給
						3 職員手当等 1,916
						扶養手当 180
						管理職手当 △120
						期末手当 170
						勤勉手当 739

議案	58号
頁数	32

報告	4号
頁数	19

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(2 学校教育総務費)						通勤手当 10 児童手当 △60 退職手当負担金 546 地域手当 451 4共済費 1,778 共済組合負担金
3 教育研究指導費	370 (302,240) (302,610)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 370	7 報償費	370	06 学習支援ティーチャー等配置事業 (教育指導課) 370 7 報償費 370 ・ 語学指導協力員謝金
4 学校給食センター 費	△904 (1,031,906) (1,031,002)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 933 △1,837	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 17 備品購入費	△1,469 △1,560 △548 2,673	03 給食センター施設維持管理事業 (学校給食センター) 2,673 17 備品購入費 2,673 ・ 給食センター備品 79 職員給与関係経費 △3,577 2 給料 △1,469 一般職給 3 職員手当等 △1,560 期末手当 △755 勤勉手当 △446 通勤手当 2 退職手当負担金 △199 地域手当 △162 4 共済費 △548 共済組合負担金

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	3,625 (1,617,690) (1,621,315)	国県支出金	0			
		地方債	0			
		その他	933			
		一般財源	2,692			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	58,000	国県支出金	0	10 需用費	55,415	01 小学校管理事務	45,625
	(308,106)	地方債	0	12 委託料	2,585	10 需用費	45,625
	(366,106)	その他	0			光熱水費	
		一般財源	58,000			02 小学校施設維持管理事業 (学校教育課)	12,375
						10 需用費	9,790
						修繕料	
						12 委託料	2,585
						設計・監理委託料	
						・黒内小学校特別支援教室改修工事実施設計	
計	58,000 (856,270) (914,270)	国県支出金	0				
		地方債	0				
		その他	0				
		一般財源	58,000				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	19,715	国県支出金	0	10 需用費	19,715	01 中学校管理事務	19,715
	(114,647)	地方債	0			10 需用費	19,715
	(134,362)	その他	0			光熱水費	
		一般財源	19,715				

議案	58号	報告	4号
頁数	34	頁数	21

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	19,715 (1,167,498) (1,187,213)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 19,715			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	△2,895 (183,627) (180,732)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △2,895	2 給料		11 もりや学びの里施設維持管理事業 (生涯学習課)	1,685
				2 給料	△2,342		
				3 職員手当等	△2,298	10 需用費	1,461
				4 共済費	△856	光熱水費	
				10 需用費	1,925	11 役務費	22
				11 役務費	272	通信運搬費	18
				17 備品購入費	404	・インターネット接続料	
						手数料	4
						・インターネット回線初期設定	
						17 備品購入費	202
						・施設予約システム用機器	
						22 成人式事業 (生涯学習課)	228
						11 役務費	228
						通信運搬費	
						・郵便料	
						26 守谷市民交流館維持管理事業 (生涯学習課)	688
						10 需用費	464
						光熱水費	
						11 役務費	22
						通信運搬費	18
						・インターネット接続料	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(1 社会教育総務費)						手数料 4 ・インターネット回線初期設定 17備品購入費 202 ・施設予約システム用機器 79 職員給与関係経費 $\Delta 5,496$ 2給料 $\Delta 2,342$ 一般職給 3職員手当等 $\Delta 2,298$ 管理職手当 120 期末手当 $\Delta 1,357$ 勤勉手当 $\Delta 535$ 通勤手当 155 児童手当 $\Delta 120$ 退職手当負担金 $\Delta 316$ 地域手当 $\Delta 245$ 4共済費 $\Delta 856$ 共済組合負担金
4公民館費	1,920 (147,672) (149,592)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,056 0 0 864	14工事請負費 17備品購入費	1,056 864	01 公民館運営管理事業 (生涯学習課) 1,920 14工事請負費 1,056 ・トイレ手洗い場自動水栓化工事 17備品購入費 864 ・施設予約システム用機器
5図書館費	13,014 (244,404) (257,418)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,147 0 0 8,867	2給料 3職員手当等 4共済費 8旅費	2,073 991 747 227	01 図書館運営管理事業 (中央図書館) 131 8旅費 131 費用弁償 ・図書館奉仕員

58号	議案
36	頁数

4号	報告
23	頁数

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(5 図書館費)				10 需用費	4,829	02 学校図書館活動推進事業 (中央図書館) 96
				14 工事請負費	4,147	8 旅費 96 費用弁償 ・学校司書
						03 図書館施設維持管理事業 (中央図書館) 8,976
						10 需用費 4,829
						光熱水費 4,269
						修繕料 560
						14 工事請負費 4,147
						・トイレ手洗い場自動水栓化工事
						79 職員給与関係経費 3,811
						2 給料 2,073
						一般職給
						3 職員手当等 991
						扶養手当 258
						期末手当 182
						勤勉手当 420
						通勤手当 △70
						住居手当 △336
						退職手当負担金 280
						地域手当 257
						4 共済費 747
						共済組合負担金

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	12,039 (578,947) (590,986)	国県支出金	5,203			
		地方債	0			
		その他	0			
		一般財源	6,836			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設費	54 (553) (607)	国県支出金	0	17 備品購入費	54	01 学校体育施設開放事業 (生涯学習課)	54
		地方債	0			17 備品購入費	54
		その他	0			・施設予約システム用機器	
		一般財源	54				
計	54 (21,119) (21,173)	国県支出金	0				
		地方債	0				
		その他	0				
		一般財源	54				

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1元 金	0 (964,542) (964,542)	国県支出金	0			
		地方債	0			
		その他	△16,698			
		一般財源	16,698			
計	0 (1,032,641) (1,032,641)	国県支出金	0			
		地方債	0			
		その他	△16,698			
		一般財源	16,698			

58号	議案	4号	報告
38	頁数	25	頁数

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定分)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
守谷駅前親子ふれあいルーム運営管理業務委託	111,213			令和5年度から 令和9年度まで	111,213	29,110			82,103
都市計画支援システムサーバ機器賃貸借	3,287			令和5年度から 令和10年度まで	3,287				3,287
ICT活用支援業務委託	146,520			令和5年度から 令和7年度まで	146,520				146,520
合 計	261,020				261,020				261,020

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,119,121	9,404,938	1,454,000	439,621	10,419,317
(1) 総務債	564,000	666,727	297,000	5,304	958,423
(2) 民生債	192,113	191,872		245	191,627
(3) 衛生債	102,127	101,245	235,000	901	335,344
(4) 農林水産業債	356				
(5) 土木債	2,162,887	2,529,411		226,490	2,302,921
(6) 教育債	4,097,638	5,885,683		6,000	5,879,683
(7) 消防債		30,000	922,000	200,681	751,319
2. その他	4,126,295	4,350,593	124,107	524,921	3,949,779
(1) 減税補てん債	136,819	96,560		33,344	63,216
(2) 減収補てん債	207,200	207,200			207,200
(3) 臨時財政対策債	3,782,276	4,046,833	124,107	491,577	3,679,363
計	11,245,416	13,755,531	1,578,107	964,542	14,369,096

※前年度末現在高見込額には令和2年度から令和3年度への繰越分を含む。

議案 58号	頁数 49
-----------	----------

報告 4号	頁数 27
----------	----------

提案理由（議案第58号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億5,953万5千円の増額、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加及び地方債の変更です。

歳入の主なものは、地方交付税で普通交付税の減額、国庫支出金で児童福祉費負担金の増額、地方創生臨時交付金の増額及び環境保全費補助金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の増額、諸収入で売払代の増額並びに市債で臨時財政対策債の減額です。

歳出の主なものは、総務費で庁舎施設維持管理事務の増額、民生費で児童クラブ運営事業の増額、農林水産業費で農業経営支援事業の増額、商工費でプレミアム付デジタル商品券事業の増額、土木費で橋梁長寿命化修繕事業の増額及び西口大柏線整備事業の増額、教育費で小学校管理事務の増額、小学校施設維持管理事業の増額及び中学校管理事務の増額並びに諸支出金で都市計画事業基金の増額です。また、各項目にわたり人事異動等に伴う人件費の組み換えを行っています。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
4号	28

議案	頁数
58号	50

令和4年8月19日

守谷市議会議長 高橋 典久 様

陳情者

団体名 茨城県教職員組合

住所 茨城県水戸市笠原町978-46
茨城教育会館2F

氏名 執行委員長 中山 幸男ほか247人
紹介議員 首藤 太亮

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

【請願趣旨】

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

【請願事項】

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

報告	頁数
4号	29

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

上記の通りお願いいたします。

報 告	頁 数
4 号	3 0



令和4年 8月 19日

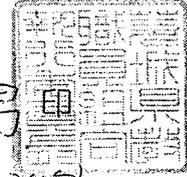
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める請願

紹介議員 首藤 太亮

請願者

茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F
茨城県教職員組合 執行委員長

中山 幸男
(ほか 247人)



・請願趣旨

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

上記の通り請願いたします。

守谷市議会 議長 向嶋 典人 様

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県守谷市議会

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
衆議院議長 参議院議長

報告	頁数
4号	32

令和4年守谷市議会
9月定例会議会

一般質問回答要旨

報告	頁数
4号	33

通 告 順

1番 山本 広行 議員

- 1 モコバスの運行状況について [市長・担当部長]
- (1) モコバスが現在のダイヤとなってからの利用者の増減は
 - (2) 現在の利用者（未利用者）からの声は
 - (3) 交通空白地帯への対応はどうか
 - (4) 現行ルートも含めて見直しの時期が来ているのでは
 - (5) ルート3本に増便、また曜日毎のルートの設定等の検討は

2番 青木 公達 議員

- 1 守谷市シティープロモーション事業と観光事業について [市長・担当部長]
- (1) 守谷市でのシティープロモーションとは
 - ア 守谷市が目指すシティープロモーションは
 - イ シティープロモーションの過去3年の予算額は
 - (2) 守谷市の観光事業とは
 - ア 守谷市での観光協会の位置付けは
 - イ 市と観光協会の関係は
 - ウ 観光協会の補助金額過去3年の推移は
 - エ 各年の収支報告は
 - (3) 今後のシティープロモーションと守谷市観光協会の関係は
- 2 男性職員の育児休業取得 [市長・担当部長]
- (1) 守谷市役所の男性職員の育児休業の取得状況は
 - (2) 改正地方公務員育児休業法の影響は

3番 高梨 恭子 議員

- 1 マイナンバーカードの保険証カード化の動向について [市長・担当部長]
- (1) 市内のマイナンバーカードの普及率
 - (2) 保険証カード化の状況
 - (3) 市内医療機関のシステム整備状況（オンライン資格確認が導入されているか）
 - (4) 市の目標と普及向上についての取組

2 義務教育（小中学校）入学準備について

[市長・担当部長]

(1) 保護者が準備するもの

(2) 市からの補助（保護者の負担軽減策）

ア 中学生の制服・体操服等の学校指定品

イ 小学生のランドセル等

3 徘徊高齢者みまもりシール（SOSネットワーク）について [市長・担当部長]

(1) 高齢者行方不明届は年にどれくらいか

(2) 行方不明届が出された後の市と関係機関の対応

(3) 見守りシールの発行状況

(4) 見守りシールのメリット

(5) 周知と利用促進

4番 砂川 誠 議員

1 糖尿病重症化予防について

[市長・担当部長]

(1) 市の現状は

(2) 予防対策は

2 公共施設のLED照明化について

[市長・担当部長]

(1) 現在のLED照明化率は

(2) 目標設定はあるのか

5番 海老原 博 幸 議員

1 ヤクルト2軍施設について

[市長・担当部長]

(1) ヤクルト球団との交渉経過の確認

(2) 守谷市で2軍施設を建設する理由

(3) 運動公園及び2軍施設建設の想定費用について

2 倉庫火災について

[市長・担当部長]

(1) 近隣の被害状況

(2) 避難対応について

(3) 消火活動について

(4) 今後の倉庫火災への対応

6番 堤 茂 信 議員

1 ごみ処理の現状と今後の対応について

[市長・担当部長]

報 告	頁 数
4 号	35

- (1) ごみ排出量の現状について
 - ア ごみ排出量の現況について
 - イ ごみ排出量が増加している要因について
- (2) 常総環境センターの焼却処理施設の現状について
 - ア 常総環境センターの焼却処理施設の稼働率について
 - イ 焼却処理施設の稼働率がひっ迫している要因について
- (3) 守谷市一般廃棄物処理基本計画について
 - ア 現状施策時のごみ排出量予測について
 - イ 現状施策のまま推移した場合の焼却処理施設の稼働率について
 - ウ 守谷市一般廃棄物処理基本計画の基本方針について
 - エ 守谷市一般廃棄物処理基本計画の目標について
 - オ 守谷市一般廃棄物処理基本計画の目標を達成した場合の焼却処理施設の稼働率について
 - カ 目標達成のための施策について
- (4) その他、課題への対応について
 - ア 排出困難者に配慮した体制づくりについて
 - イ 分別によるごみの減量化やリサイクルについて
 - ウ 食品リサイクル堆肥化事業について

7番 山田 美枝子 議員

1 国葬についての市の対応を問う [市長・担当部長]

(1) 他自治体の教育委員会の半旗掲揚の問題についての考えは

(2) 弔慰の強制は慎むべきだが、教育長の考えは

(3) 守谷市として国葬に対しての対応を考えているか、市長の考えを問う

2 自衛官募集について問う [市長・担当部長]

(1) 中学生卒業名簿提出についての市の対応を問う

(2) 本人の名簿提出不必要の希望に対する対応は

(3) 名簿提出の今後について

3 医療材料の個人負担へ補助を [市長・担当部長]

(1) ラリングフォームフィルターの補助について問う

(2) 現在守谷市として個人負担の医療材料への補助の内容を問う

(3) 今後の予定は

4 デマンドタクシーの現状と市民の要望 [市長・担当部長]

報告	頁数
4号	36

- (1) 利用者数（コロナ禍での変化）
- (2) 利用時間の延長を問う（午後5時まで）

8番 渡辺 秀一 議員

- 1 ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービスについて [市長・担当部長]
 - (1) 利用状況について
 - (2) 課題と今後の取組について

- 2 ごみ集積所の利用について [市長・担当部長]
 - (1) ごみ集積所の管理について
 - (2) 市内に新居を構える方への告知について

- 3 地方創生臨時交付金について [市長・担当部長]
 - (1) 交付金の額の決定から事業選定までについて
 - ア 交付金の額の決定からどのようなプロセスを経て事業を選定するのか
 - イ 課題は

9番 小菅 勝彦 議員

- 1 守谷市子ども読書活動推進計画による学校図書館運営について [市長・教育長・担当部長]
 - (1) 読書活動推進計画について
 - (2) 計画の進捗
 - (3) 人材について

10番 高梨 隆 議員

- 1 都市計画道路の整備について [市長・担当部長]
 - (1) 都市計画道路の計画について
 - (2) 都市計画道路の整備状況について
 - (3) 供平板戸井線などの整備について

令和3年度歳出決算の概要(教育委員会所管分)

単位:円

	R2決算額	割合	R3決算額	割合	差引	摘要
◆一般会計歳出総額	35,758,090,405	100.0%	31,575,310,777	100.0%	▲ 4,182,779,628	

うち教育委員会所管分

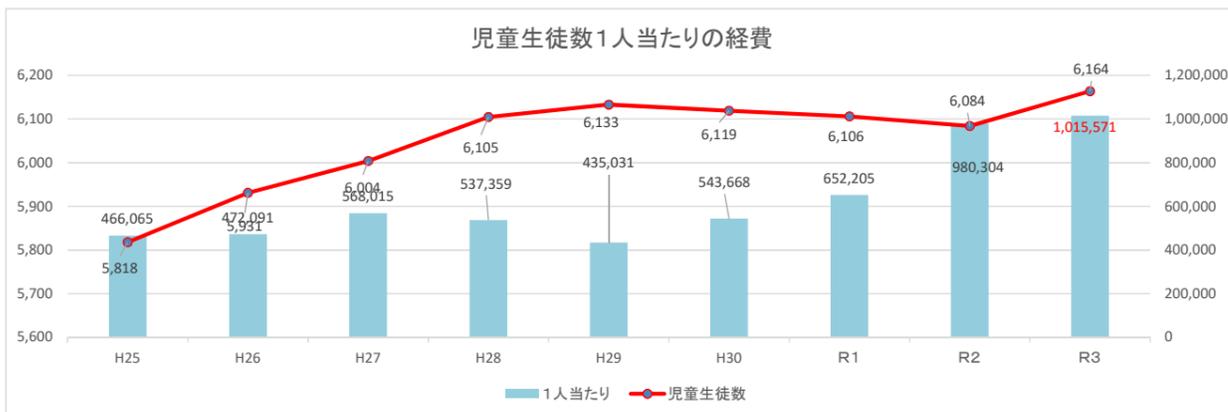
[担当課]

区分	R2決算額	割合	R3決算額	割合	差引	担当課
◆民生費①	409,431,536	1.1%	297,320,014	0.9%	▲ 112,111,522	
児童福祉費	409,431,536		297,320,014		▲ 112,111,522	
児童福祉総務費(うち生涯学習課所管分)					0	
児童クラブ運営事業	251,896,714		297,320,014		45,423,300	生涯学習課
黒内小学校児童クラブ建設事業	157,534,822		0		▲ 157,534,822	生涯学習課
	0		0		0	
◆教育費② ※幼稚園費除く	5,554,737,585	15.5%	5,962,658,220	18.9%	407,920,635	
教育総務費	2,421,883,833	6.8%	2,718,835,920	8.6%	296,952,087	
教育委員会費	2,101,300		2,594,155		492,855	学校教育課
学校教育総務費	211,809,900		255,406,695		43,596,795	学校教育課 教育指導課
教育研究指導費	251,803,734		266,556,022		14,752,288	教育指導課
学校給食センター費	1,956,168,899		2,194,279,048		238,110,149	給食センター
小学校費	2,235,072,035	6.3%	2,100,258,649	6.7%	▲ 134,813,386	
学校管理費	263,290,496		278,283,417		14,992,921	学校教育課
教育振興費	508,116,240		274,917,622		▲ 233,198,618	学校教育課 教育指導課
学校建設費	1,463,665,299		1,547,057,610		83,392,311	学校教育課
中学校費	371,679,056	1.0%	636,260,651	2.0%	264,581,595	
学校管理費	111,970,359		117,399,616		5,429,257	学校教育課

R2とR3の比較(主な増減の理由)	
*新型コロナウイルス感染症対策(三密回避)に伴うクラブ室増(31室→40室)による業務委託料増 27,701千円増	
*大井沢、松ヶ丘各1室大規模改修 24,585千円増	
*国庫補助金返還金減(R2・R3の比較) ▲7,593千円	
*R3.2建設完了 ▲157,535千円	
*会議録作成業務委託開始(258千円)、ペーパーレス会議システム(31千円)導入、委員用タブレット・モバイルルーター購入(198千円)による増	
*学校教育総務事務 1,317千円増	
消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策衛生用品)4,434千円増	
校外学習バスキャンセル解約手数料(R3なし)△2,200千円	
バス賃借料(社会科見学バス増便分)△651千円	
*児童生徒発表会事業 231千円増	
各種発表会消耗品費 107千円増	
県芸術祭等バス解約手数料(R3なし) △443千円	
送迎バス借上料・高速代 △1,134千円	
*補償・賠償保険事務 1,490千円増	
学校管理下事故賠償金内払い 1,490千円増	
*職員給与関係経費 23,149千円増	
一般職給9,812千円増 管理職手当840千円増 時間外1,535千円増 期末手当2,069千円増(一般職・管理職各1名増)	
*任期付職員給与関係経費(=教科担任職員費用) 17,568千円増 R2:14名(週5・10名、週3・4名)⇒R3:15名(週5・13名、週3・2名)	
*学校教育研究・研修事業	
ICT支援員業務委託 3,576千円増 支援員の増員(5名)	
*外国語教育推進事業 2,830千円増 DMMオンライン学習	
*学習支援ティーチャー等配置事業 1,090千円増	
職員手当等	
*総合教育支援センター事業 7,606千円増 SSW配置等	
*施設維持管理経費 △3,683千円	
修繕料△1,112千円、△建物清掃440千円など	
*給食提供事業:△6,420千円	
・食材料費 △9,041千円など	
*学校給食センター改築事業 247,452千円増	
*小学校管理事務 22,602千円増	
・介護補助員報酬 2,433千円増(51名→53名)	
・学校用務員報酬 △1,787千円(9名)	
・学校給食配膳員 4,915千円増(13名→23名)R3~各校原則2名に変更	
・用務員・給食配膳員期末手当 4,837千円増	
・消耗品 2,338千円増(各校プリンター・カーリッジ)予算の移管による増←ICT環境整備)	
・光熱水費 5,550千円増(使用量増)	
*小学校施設維持管理事業 △13,773千円	
・建物定期調査報告委託 2,265千円増(特殊建築物定期調査報告3,327千円)	
・校内除草作業業務委託(PTA除草代替え) 463千円増	
・工事請負費 △4,911千円(※R2の遊具新設・撤去工事がなくなったため)	
*小学校管理備品購入事業 5,583千円増	
・パトロール車9台購入 14,762千円、飛沫パーテーション199枚購入 1,137千円	
*小学校教育振興事業 △21,165千円	
・消耗品費 △18,401千円(R2の教科書採択替えに伴う教師用指導書購入がなし)	
・小中学校使用バスの解約手数料 △2,846千円(R3なし)	
・スポーツテスト採点委託 379千円(R2はスポーツテストなし)	
・英語検定料補助金 105千円増(164名・R2は122名)	
*小学校図書・教材等購入事務 △16,185千円増	
・教科教材 △17,137千円(R2の指導用デジタル教科書購入がない)	
*小学校ICT教育環境整備事業 △195,363千円	
・消耗品 △3,159千円(プリンタインク代)	
・学校間ネットワーク費 △2,414千円(学校間グループウェア・もりやメールコミュニケーション R2年度終了)	
・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備 △1,210,055千円(R2年度 ネットワーク整備完了)	
・コンピュータ(賃借料) △34,433千円(再リース契約のため)	
・タブレット代 △55,576千円(R2 26百台 R3 14百台 配置)	
*小学校就学援助事業 △486千円(対象者減211人→194人)	
*黒内小学校校舎増築事業 270,838千円増	
・設計監理委託料 17,237千円(戸建建設設計事務所)	
・校舎増築工事 177,180千円増(R3:60% 546,561千円)	
・学校備品 5,011千円増(増築校舎用家具等 8,390千円)	
*郷土小学校校舎改修事業 293,473千円増	
・設計監理委託料 17,380千円(戸建建設設計事務所)	
・校舎増築工事 274,935千円増(R3:60% 584,255千円)	
*御所小学校校舎改修事業 △480,355千円(R2事業終了)	
*中学校管理事務 6,845千円増	
・介護補助員報酬 △222千円(3名、1,160円)	
・学校用務員報酬 △1,136千円(4名、990円)	
・学校給食配膳員報酬 1,961千円増(5→9名、990円)	
・用務員・給食配膳員期末手当 329千円増	
・消耗品 1,700千円増(各校プリンター・カーリッジ)予算の移管による増←ICT環境整備)	
・光熱水費 2,857千円増(使用量増)	
*中学校施設維持管理事業 △3,219千円	
・修繕料 4,931千円増(けや中ハンドボールコート改修13,530千円等)	
・建物定期調査報告委託 1,422千円増(特殊建築物定期調査報告1,490千円)	
・校内除草作業業務委託(PTA除草代替え) 2,013千円増	
・工事請負費 △8,305千円(※R2の愛中4教室空調設備設置工事がなくなったため)	
*中学校管理備品購入事業 1,968千円増	
・加湿器購入 △5,180千円(R3購入は1台のみ)	
・パトロール車4台購入 6,561千円増	

確認頁	
決算書	決算説明書
P233	P168
P370~373	—
P372~381	P152 P179~181
P380~387	P182~184
P386~395	P187~189
P394~403	P152~154
P402~407	P155~157 P185
P406~P409	P157~159
P408~417	P159~161

教育振興費	229,533,805		151,777,701		▲ 77,756,104	学校教育課 教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> * 中学校教育振興事業 17,426千円増 * 部活動指導員報酬 △234千円(10→8名) * 消耗品 8,985千円増(教科書更新に伴う教師用教科書等の購入8,886千円) * 小中学校使用バスの解約手数料 5,476千円(修学旅行・スキー合宿キャンセル) * 演劇鑑賞 1,951千円増 * 英語検定料補助金 181千円(384→395人) * 中学校図書・教材等購入事務 3,647千円 * 教科教材 3,223千円増(4校分指導者用デジタル教科書等購入 3,223千円) * 中学校就学援助事業 △226千円(103→110) * 中学校ICT教育環境整備事業 △107,165千円 * 消耗費 △1,117千円(プリンタインク代) * 学校間ネットワーク費 △1,073千円(学校間グループウェア・もりやクールコミュニケーション R2年度終了) * 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備 △54,175千円(R2年度 ネットワーク整備完了) * コンピュータ(賃借料) △10,127千円(再リース契約のため) * タブレット代 △52,113千円(R2 13百台 R3 7百台 配置) * 中学校体育大会事業 7,996千円(関東大会等再開) * 運賃 1,344千円増 * 自動車5,129千円増(大会参加者用バス) 	P416～423	P161～164 P186
学校建設費	30,174,892		367,083,334		336,908,442	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> * 守谷中学校校舎増築事業 293,697千円増 * 設計監理委託料 △27,060千円(R2で終了のため) * 校舎増築工事 321,003千円増(R3:40%) * 愛宕中学校屋内運動場改修事業 16,566千円増 * 実施設計 16,566千円(相澤建築設計事務所) * 御所ヶ丘中学校校舎改修事業 26,378千円増 * 実施設計 26,378千円(匠建築研究室) 	P422～425	P164～167
社会教育費	515,833,651	1.4%	496,919,250	1.6%	▲ 18,914,401				
社会教育総務費	139,417,092		139,468,994		51,902	生涯学習課	—	P424～437	P169～172
文化財保護費	709,349		3,957,767		3,248,418	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> * 市制施行20周年記念誌(歴史書・自然誌)発行 2,931千円増 * 市制施行20周年記念守谷城址イラスト看板制作 200千円増 	P436～439	P173
集会所費	1,164,948		579,918		▲ 585,030	生涯学習課	* R2エアコン交換工事完了 ▲528千円	P438～441	—
公民館費	146,251,335		123,446,018		▲ 22,805,317	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> * R2中央公民館改修工事(備品購入等)完了 ▲31,376千円 * 指定管理料(中央公民館設備改修に伴い設備維持管理経費増、通常開館の日数増により光熱水費増) 9,960千円増 	P440～443	P174
図書館費	228,290,927		229,466,553		1,175,626	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> * 会計年度任用職員(図書館奉仕員)報酬 1,188千円増、期末手当3,137千円増 * 図書館システム機器借上げ料及び保守 1,930千円増(契約期間R2.7月～R7.6月) * 中央図書館光熱水費(電気・水道) 1,460千円増(開館日20日増) * 中央図書館建物清掃 △1,204千円(R2蓄熱槽清掃あり) * 定期調査報告(建物分) △621千円(R2建物定期調査あり) * 会計年度任用職員(学校司書)期末手当 1,060千円増 	P442～451	P190～191
保健体育費	10,269,010	0.0%	10,383,750	0.0%	114,740				
保健体育総務費	10,127,279		9,849,436		▲ 277,843	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> * 会計年度任用職員勤務日数増(週4→週5) 761千円増 * 市スポーツ協会補助金増 200千円増 * スポーツ大会・教室開催通常開催種目増による競技用品、審判謝金等増 641千円増 * スポーツ推進委員購読誌購入 87千円増 * R2国庫補助金(スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業)終了 ▲2,000千円 	P450～455	P174～178
体育施設費	141,731		534,314		392,583	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> * 施設開放用キーボックス設置 195千円増 * 競技用備品(部品)、照明等修繕 198千円増 	P454～455	—
小計(①+②)=A	5,964,169,121	16.7%	6,259,978,234	19.8%	295,809,113				
◆諸支出金③	2,810	0.0%	557	0.0%	▲ 2,253				
基金費(うち教育委員会所管分)	2,810		557		▲ 2,253				
教育文化振興基金費	2,810		557		▲ 2,253	学校教育課		P456～459	—
小計(③)=B	2,810	0.0%	557	0.0%	▲ 2,253				
合計(A+B)	5,964,171,931	16.7%	6,259,978,791	19.8%	295,806,860				



※児童生徒数は5月1日現在